誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川

第4次立川あいあいプラン21

〈地域福祉市民活動計画－平成27年度～平成31年度〉

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川

第4次立川あいあいプラン21

〈地域福祉市民活動計画〉

近年の社会状況は、人口減少や少子高齢化、核家族化などが進む中で、自助や地域での助け合い、支えあいといった互助的活動に低下がみられています。また、所得格差の拡大なども相まって、生活に困窮する市民の増加や世代を問わない孤立、虐待などが社会問題となっています。

このような中、本会では、第3次立川あいあいプラン21の評価を踏まえ、平成25年度から20名の市民を策定委員に委嘱し、第4次立川あいあいプラン21の策定を開始しました。ここに、約2年間の議論を経て、「誰もが　ふつうに　くらせる　しあわせなまち立川」の実現を基本理念とし、平成27年度から平成31年度までを推進期間とする、地域福祉市民活動計画、第4次立川あいあいプラン21を策定することができました。この計画の中では、「安全で、安心できるまち」、「居場所や出番があって、気軽に参加したくなるまち」、「誰もが尊重しあえるまち」、「夢や希望を持って暮らせるまち」の4つの目指すまちや、「地域福祉コーディネーターによる住民福祉活動の推進」、「市民参画による権利擁護の推進」、「地域包括ケアの推進」、「相談事業の充実によるセーフティネット機能の強化」が重点推進事項に定められています。

本会といたしましては、こうした「まち」や重点推進事項の実現に向けて、立川市や関係機関、団体、そして多くの市民の皆様と連携、協働しながら着実に取り組んでまいりたいと考えています。市民の皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

終わりに、計画策定に際し、たいへん熱心にご検討をいただいた策定委員の皆様や、地域懇談会に参加いただくなど、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に深く感謝を申し上げ、はじめの言葉といたします。

平成27年3月

社会福祉法人
立川市社会福祉協議会
会 長　小川 富史

第 4 次立川あいあいプラン 21 目次

はじめに

Ⅰ 第 4 次立川あいあいプラン 21 の策定にあたって

1 社会福祉を取り巻く環境の変化 …… 2

2 地域社会の課題 …… 2

3 地域福祉市民活動計画立川あいあいプラン 21 とは …… 3

4 地域福祉の推進と第 4 次立川あいあいプラン 21 …… 3

5 立川あいあいプラン 21 と立川市地域福祉計画との関係 …… 4

6 第 3 次立川あいあいプラン 21 の達成率と評価 …… 6

7 圏域の区分と主な資源 …… 10

Ⅱ 第 4 次立川あいあいプラン 21 の内容

1 第 4 次立川あいあいプラン 21 の基本理念 …… 12

2 第 4 次立川あいあいプラン 21 の体系 …… 12

(1) 4つのめざすまち
(2) 4つの目標
(3) 4つの重点推進事項

3 活動計画の内容 …… 17

■目標1「学びあい」 ～市民の主体的な学びの推進～ …… 17
■目標2「気づきあい」 ～多種多様な個性や価値観を尊重する文化の醸成～ …… 21
■目標3「つながりあい」 ～様々なネットワークによるまちづくりの推進～ …… 24
■目標4「支えあい」 ～相互に支えあう地域の構築～ …… 31

4 計画の推進体制 …… 35

Ⅲ 地域福祉推進に向けた組織の発展・強化計画

■基本方針 …… 38
■役職員行動指針 …… 38

1 組織運営体制の充実・強化 …… 39

2 地域福祉推進のための財政基盤の強化と事業所の運営 …… 43

3 セーフティネット機能の充実・強化 …… 46

Ⅳ 第4次立川あいあいプラン21策定までのプロセス

1 第4次立川あいあいプラン21策定委員会 …… 51

2 作業部会の設置 …… 51

3 地域懇談会 …… 52

4 地域福祉ウォチャー調査 …… 67

5 パブリックコメント（意見公募） …… 70

6 社協職員研修 …… 72

Ⅴ 資料編

1 立川市の人口構造等 …… 76

2 第4次立川あいあいプラン21策定委員会設置要綱 …… 82

3 第4次立川あいあいプラン21策定委員名簿 …… 84

Ⅵ おわりに …… 85

Ⅰ．第4次立川あいあいプラン 21 の策定にあたって

Ⅰ. 第4次立川あいあいプラン 21 の策定にあたって

1. 社会福祉を取り巻く環境の変化

日本の総人口は減少へと転じました。少子高齢化は引き続き進行し、2025(平成 37)年には、団塊の世代が後期高齢者となる超高齢社会を迎え、認知症患者は 700 万人にも達すると言われています。また、2008(平成 20)年のリーマンショック以降、景気の低迷、所得格差の広がりなどが進み、生活保護受給者の増加、子どもの貧困問題、保育所不足などが社会問題化しています。こうした中、消費税の増税や、介護保険制度の見直し、生活困窮者自立支援法の制定など、限られた財源により、持続可能な社会保障制度を維持していくことが喫緊の課題となっています。

一方、地域社会に目を向けると、人と人とのつながりなどが希薄になるとともに、多くの世代で単身生活者が増大し、自治会加入者の減少や家庭や地域での支えあい基盤が脆弱になっています。こうしたことは、大地震や毎年のように発生する豪雨災害などへの対応にも課題を残します。

このように社会福祉や地域社会を取り巻く環境は、大きく変化している中ですが、市民の権利が保障され、豊かな暮らしを送っていくには、公的な支援だけでは限界があり、市民一人ひとりの自立や住民同士のつながりや支え合いによって、誰もが安心できる地域社会を構築することが求められています。

2. 地域社会の課題

立川市では、公共機関や商業施設の発展が著しい駅周辺の地域と、玉川上水や緑豊かな風土を保つ地域では生活の様相が異なり、それぞれの地域における特徴や課題があります。第 4 次立川あいあいプラン 21 の策定に当たっては、こうした特徴などを考慮しながら、住民参加の地域懇談会を、市内 3 地域で開催し、それぞれの地域課題の把握に取り組みました。それらの機会に寄せられた市民の声や窓口に寄せられる相談などから、次のようなことが地域社会の課題としてあげられました。

○地域の繋がりの希薄化
○自治力・住民の問題解決力の低下
○高齢者や障害者、子育て世代の孤立化
○災害時の不安
○単身世帯の増加や家族力の低下などによる介護問題の深刻化
○居場所や出番の不足
○治安やマナーの低下・・・等

このような地域の諸課題を解決していくためには、住民をはじめ、地域の様々な団体や関係機関、企業、行政等が連携して取り組んでいくことが不可欠です。地域福祉を推進していくことは、そのプロセスにおいて、そうした人たちや団体が協働し、それぞれがそれぞれの役割を担いながら、課題解決にあたることが重要となります。

3. 地域福祉市民活動計画立川あいあいプラン 21 とは

第 1 次立川あいあいプラン 21 は、1994（平成 6）年度から 2003（平成 15）年度までの 10 年間の計画とし、「東京都地域福祉推進計画」、「立川市地域福祉総合計画」とあわせて三相の計画と位置づけられ、互いに補完しあい、連携をとりながら立川という地域全体の福祉を進めてきました。

第 2 次、第 3 次立川あいあいプラン 21 は、第 2 次が 2005（平成 17）年度から 2009（平成 21）年度までの 5 年の計画、第 3 次が 2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度までの 5 年計画と位置づけ、それぞれ地域福祉コーディネーターの配置や市民の権利を擁護する仕組みづくりなど、市民とともにまちづくりを進めていく計画を掲げ、着実に実行してきました。また、プランの策定や推進にあたっては、住民参加による委員会を設置して、多くの市民の声を取り入れてきました。

4. 地域福祉の推進と第 4 次立川あいあいプラン 21

立川市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条「市町村社会福祉協議会」に定められた地域福祉の推進を目的とする団体です。

「地域福祉の推進」については、社会福祉法第 4 条に、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うものは、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

今期の第 4 次立川あいあいプラン 21 については、地域福祉市民活動計画をⅡ章に、その計画を推進していくための基盤となる組織の強化・発展計画をⅢ章に盛り込みました。なお、第 4 次立川あいあいプラン 21 の推進期間は、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの 5 カ年とします。

○「あいあいプラン 21」という言葉の中に込めた想い

・「あいあい」：「助けあい」、「支えあい」のあいを取りました。

・「21」： 21 世紀は、争いのない平和な 100 年にしたいと付けました。

立川市社会福祉協議会（立川社協）は……

社会福祉法に地域福祉の推進団体として位置づけられた、地域の住民を会員とする福祉団体です。自分たちの「まち」は自分たちでつくりあげるという視点で、福祉の「まちづくり」を住民の皆さんと一緒に考え、その自主的な取組を応援しています。また、地域で福祉サービスを必要とされる方々への相談援助やサービスの提供を行い、地域福祉の推進を総合的に図っていくことを目的としています。

組織の使命「住民主体による福祉コミュニティづくり」

私たちは、幅広いあらゆる市民の声を聞き、受け止め、大切にし、市民が自ら考え行動することを促進し、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち「立川」を築きます。

5. 立川あいあいプラン 21 と立川市地域福祉計画との関係

立川あいあいプラン 21 は立川市が策定する立川市地域福祉計画と、地域福祉の推進における両輪として策定しています。いずれも地域福祉を推進するための計画であり、相互に補完し、一体的に推進するものであるため、立川市と立川市社会福祉協議会では、第 2 次立川あいあいプラン 21 の策定時より、計画の策定及び推進を連携・役割分担しながら行ってきました。

計画の策定においては、施策の整合性を図るために両計画期間を合わせ、計画の推進においては、円滑かつ効果的に推進するために立川市と協働で地域福祉推進委員会を設けています。

また、地域福祉推進委員会では地域福祉の取り組みの参考とするために、地域福祉に関わりがある関係機関や団体を対象として、「地域福祉ウォッチャー調査」を実施し、地域福祉の動向の把握に努めています。同時に、「住民主体の福祉のまちづくり」を効率よく行う為に「地域福祉コーディネーター」の配置に向けた検討を行い、2007(平成 19)年度からは若葉町・栄町に 1 名を配置し、その後、2010(平成 22)年度に上砂町・一番町・西砂町に 1 名、2013(平成 25)年度に錦町・羽衣町に 1 名を配置し、その評価も行っています。

第４次立川あいあいプラン２１と立川市第３次地域福祉計画

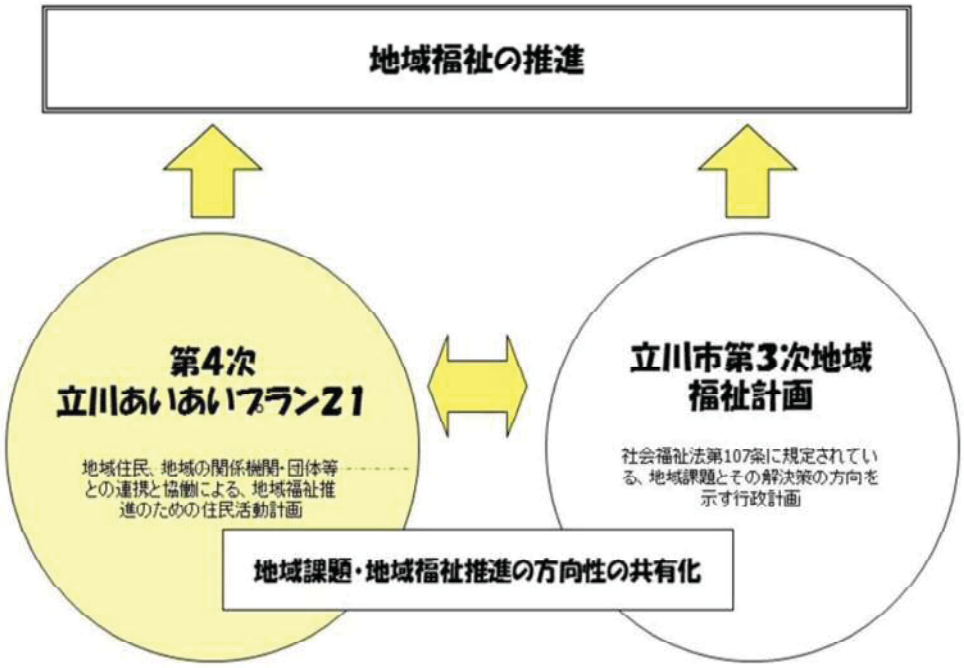

6. 第 3 次立川あいあいプラン 21 の達成率と評価

第 3 次立川あいあいプラン 21 では、おもな実施プランとして具体的な数値目標を掲げました。実施プランは全部で 63 のプランにおよび、そのプランの達成率は、平成 22 年度から平成 24 年度に開催した推進委員会と本計画の策定委員会で報告してきました。ここに、第 4 次立川あいあいプラン 21 の策定にあたり、重点推進事項にそったプランの達成状況を掲載します。

■ 5つの重点推進事項

(1)「地域福祉コーディネーター」による住民福祉活動の推進

つながるプラン②-１・地域福祉コーディネーターによる住民福祉活動の推進

○6 生活圏域への地域福祉コーディネーターの増配置

	H22	H25	H26
項目	増配置	増配置	評価・検討
実績	増配置	増配置	市内 3 圏域に配置
達成率	100%	100%	充実

平成 22 年度から第 6 地区（上砂・一番・西砂地域）に、平成 25 年度から第 2 地区（錦町・羽衣町地域）に増配置して目標を達成し、市民や関係機関から高い評価を得ました。

市内 6 圏域の半分に配置できたことから、全地域への増配置を進めました。

○相談受付とコーディネート

	H22	H25	H26
項目	相談支援数 300 件	600 件	600 件
実績	984 件	1,191 件	1,207 件
達成率	328%	198.5%	201.2%

平成 19 年度の初配置から 6 年が経過し、増配置もできたことから、地域団体、関係機関への周知が進み、連携先として定着しました。これが高い評価につながったことにより、目標値を大きく上回る相談が寄せられました。

⑵ 地域住民の孤立の防止

つながるプラン①-２・地域住民の孤立の防止

○支えあいサロン活動の推進

	H22	H25	H26
項目	サロン登録数 50 ヵ所	 62 ヵ所	 66 ヵ所
実績	74 ヵ所	116 ヵ所	132 ヵ所
達成率	148%	187%	200%

地域福祉コーディネーターが増配置された効果もあり、地域での支えあいサロン立ち上げの動きが活性化されて登録数が大幅に増加し、目標値を大きく上回ることができました。

(3)市民参画による権利擁護の推進

安心プラン①-２・市民参画による権利擁護の推進

○後見サポーターの養成

	H22	H25	H26
項目	養成システムの検討・準備	5 名	フォローアップ研修 6 回
実績	サポーターに関する準備検討を行った	6 名	全 7 回のフォローアップ研修を開催
達成率		120%	120%

平成 23 年度～25 年度の 3 年間で 23 名の市民を養成し法人後見受任ケース等の担い手として活動することが出来ました。平成 26 年度は、養成講座は開催せず、3 年間養成した市民のフォローアップ研修を予定通り開催し、質の高い後見支援員活動が実施できるように支援しました。

○法人後見の受任

	H22	H25	H26
項目	延べ受任件数 16 件	 25 件	 28 件
実績	21 件 実受任数 14 件 内、新規 3 名	34 名 実受任数 20 件 内、新規 5 名	41 件 実受任件数 23 件 内、新規 5 件
達成率	131.3%	136%	146.4%

地域あんしんセンター立川運営委員会にて、法人後見の受任要件を検討し、「法人として受任することが最も相応しいケース」を、新たに受任をするとともに、第三者後見人連絡会等を通じ、専門職後見人との連携が密になり、専門職後見人が受任し、あんしんセンターがサポートするケースも多くなりました。

(4)市民の主体的な学習活動の推進

学ぶプラン①-１・地域住民との連携による学校での福祉教育の推進

○地域団体による福祉学習活動の開催支援

	H22	H25	H26
項目	8 回・160 名	11 回・220 名	12 回・240 名
実績	6 回・150 名	24 回・607 名	68 回・1,357 名
達成率	回数　75% 参加者 93.8%	回数　218.2% 参加者 275.9%	回数 566.7% 参加者 565.4%

地域福祉コーディネーターが、市民活動団体や自治会・地域包括支援センターなどと協働して、身近な地域で市民活動や福祉制度などについて学べるよう、学習会や講演会を開催したため目標値を大幅に上回ることができました。

○おもしろボランティア大学の開催

	H22	H25	H26
項目	4 回・60 名	4 回・105 名	4 回・120 名
実績	5 回・82 名	3 回・34 名	3 回・78 名
達成率	回数　125% 参加者 136.7%	回数　75% 参加者　32.3%	回数 75% 参加者 65%

「おもしろボランティア大学」「楽市案内人ボランティア」をボランティアへのきっかけづくりになる学びの機会として開催しました。平成 26 には、共生社会推進への学びの取り組みも実施しました。各回参加者が 10 名程度に留まる事もありましたが、その後のボランティア活動へと結びつく成果がありました。

(5)市民の生活課題に応じた相談事業の実施

安心プラン③-１・市民の生活課題に応じた相談事業の実施

○生活福祉資金等の貸付、住宅入居・就労に関する相談対応・支援

	H22	H25	H26
項目	相談件数 1,200 件	 1,300 件	 1,300 件
実績	4,024 件 ・生活福祉資金 関連 1,433 件 ・生活安定 516 件 ・住宅手当 2,075 件	2,849 件 ・生活福祉資金 関連 1,143 件 ・低所得・離職者 対策 1,541 件 ・住宅手当 165 件	2,787 件 ・生活福祉資金 関連 1,202 件 ・低所得・離職者 対策 1,506 件 ・住宅手当 79 件
達成率	335.3%	219.2%	214.4%

平成 20 年のリーマンショックに端を発した経済不況の影響により、貸付等の件数が大幅に増加しました。その後、徐々に相談対応件数は減少していますが、影響は続いて、目標件数を大幅に上回る結果となりました。

7. 圏域の区分と主な資源

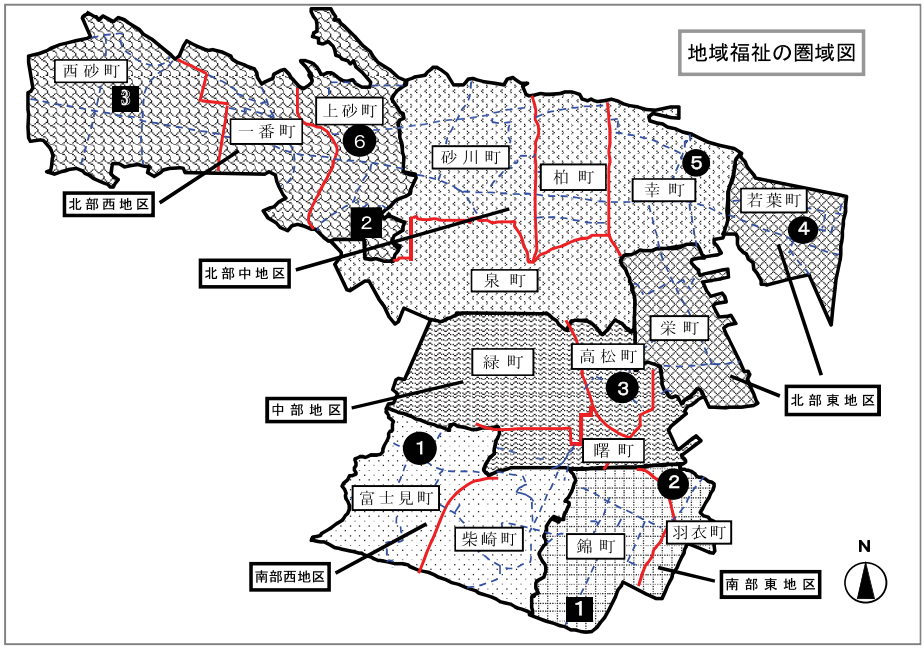

＜6つの圏域＞

1　南部西地区　（富士見町・柴崎町）
2　南部東地区　（錦町・羽衣町）
3　中部地区　（曙町・高松町・緑町）
4　北部東地区（栄町・若葉町）
5　北部中地区　（幸町・柏町・砂川町・泉町）
6　北部西地区　（上砂町・一番町・西砂町）

＊地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会のエリアに一致させています

●1　南部西ふじみ地域包括支援センター
●2　南部東はごろも地域包括支援センター
●3　中部たかまつ地域包括支援センター
●4　北部東わかば地域包括支援センター
●5　北部中さいわい地域包括支援センター
●6　北部西かみすな地域包括支援センター

■1　にしき福祉相談センター
■2　かみすな福祉相談センター
■3　にしすな福祉相談センター

地域福祉の圏域と主な資源

	エリアの範囲	内容	主な資源や組織
1	市全域	市の基本的な行政サービスが及ぶ範囲で市内全域	・市役所　・総合福祉センター・子ども家庭支援センター　・健康会館　・社会福祉協議会　・地域自立支援協議会・地域ケア会議など
2	地域福祉の生活圏域	地域の包括的ケアのネットワークづくりを進めるエリア。6つのエリアが含まれます。	・地域包括支援センター　・福祉施設　・民生委員・児童委員地区協議会　・地域学習館　・子ども支援ネットワーク　・高齢者見守りネットワーク・小地域ケア会議など
3	コミュニティ基盤のエリア	町を構成要素とした自治連支部のエリア。12のエリアがあります。	・自治連各支部　・小中学校　・学習等供用施設等　・青少年健全育成地区委員会　・PTAなど
4	近隣基盤の地域活動のエリア	地域における自主的な活動が行われるエリアですが、自治会、老人会、商店会、ボランティア団体等様々な活動が行われています。さらにこの中には、自治会の班や近所づきあいなど近隣基盤の関係が含まれます。	・自治会　・老人会　・ボランティアグループ　・集会所など

Ⅱ　第４次立川あいあいプラン 21 の内容

Ⅱ　第4次立川あいあいプラン21の内容

本計画は、その目的や役割、外部環境の変化、地域の諸課題などを踏まえて、地域社会のあるべき姿を目指し、市民参加による地域福祉活動推進の理念や使命を定めて推進していきます。

1. 第4次立川あいあいプラン21の基本理念

「誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川」の実現

一人ひとりのライフスタイルやものごとの考え方が多様化している地域社会の中で、誰もが「自分はふつう」であると思えるまちにしたい。そんな思いからこの基本理念を設定しました。

「ふつう」という言葉の中には、誰もが健康で文化的な生活を営めるということや、楽しく、いきいきとした生活などを含み、そこにたどり着くまでの自立性や主体性を育むという思いが込められています。障害があっても介護が必要になっても、幸せに暮らせるまち、ノーマライゼーションを進める立川。その実現を目指していきます。

2. 第4次立川あいあいプラン21の体系

本計画の基本理念である「誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川」の実現のためには、立川らしい地域社会のあり方を市民とともに探求し、学び、実践していく必要があります。

第４次立川あいあいプラン 21 の策定のために行われた地域懇談会や策定委員会であげられた意見などをもとに立川らしい地域社会のあり方についての検討を重ねてきました。

(1) 4つのめざすまち[1]

- **○ 安全で、安心できるまち**
- **○ 居場所や出番があって、気軽に参加したくなるまち**
- **○ 誰もが尊重しあえるまち**
- **○ 夢や希望を持って暮らせるまち**

「4 つのめざすまち」の実現には、市民のみなさんとともにつくりあげていく活動の目標が必要です。

それらの目標のキーワードとして「学びあい」「気づきあい」「つながりあい」「支えあい」の 4 つを設定しました。これは「市民自らがさまざまなことを学び」、「地域の強みや課題など、いろ

[1] 4つのめざすまち･･･心理学者・マズローの人間の欲求段階説にある生理的欲求、安全欲求、社会的欲求、尊厳欲求、自己実現欲求という段階も参考にしつつ議論し、定めたものです。

いろなことに気づき」、そして参加し、活動することで「地域やネットワークとつながり」、「市民同士が支えあう」という活動全体の方向性やその過程を示したものでもあります。

そしてそれぞれの目標には、その目標を達成するための個別プランがあり、取り組むべき具体的な活動へとつなげています。

(2)4つの目標

○目標1「学びあい」　市民の主体的な学びの推進
○目標2「気づきあい」　多種多様な個性や価値観を尊重する文化の醸成
○目標3「つながりあい」　様々なネットワークによるまちづくりの推進
○目標4「支えあい」　相互に支えあう地域の構築

「4 つの目標」に取り組むことで、それぞれの「めざすまち」に近づいていき、誰もが夢や希望を持って暮らすための地域の基盤や生活の環境が整っていきます。そしてこのことが、「誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川」の実現につながっていくと考えています。

(3)4つの重点推進事項

あいあいプランの推進にあたり、とくに重点的に取り組んでいく活動を 4 つ定めました。

①「地域福祉コーディネーター」による住民福祉活動の推進

2007(平成 19)年度に初めて配置された地域福祉コーディネーターは、その後 2 名が増配置され、地域の諸団体、関係機関などと連携して、支えあいサロンの推進や防犯・防災活動などを切り口にした地域のつながりの強化につとめ、地域住民の孤立防止などを図ってきました。

その活動は、地域住民や地域包括支援センター[2]などから高い評価を得て、未だ配置されていない地区での増配置が期待されているため、本計画期間中に市内の 6 生活圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置し、さらなる住民福祉活動を推進します。

②市民参画による権利擁護の推進

判断能力に不安のある市民が、適切な福祉サービス等を利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に関わる総合相談や日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及や利用支援の充実を目指します。また、高齢化が進み、認知症の高齢者も急激に増加するなか、親族や専門職後見人だけでは、成年後見人等の受け皿不足が危惧されます。そこで、社会貢献を希望する市民の活躍の場として、市民後見人の養成にも取り組んでいきます。

---

[2] 地域包括支援センター･･･高齢者福祉と介護保険サービスの相談・調整・手続きを行う地域の総合窓口

③地域包括ケアの推進

介護保険制度の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の要となる生活支援コーディネーターが配置され、これからますます地域社会における住民相互のつながり合いや支え合いを強くしていくことが求められています。個人の尊厳を尊重したうえで、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まい等を地域で包括的に提供できる仕組みづくりをすすめていきます。そのために必要となる地域の関係機関のネットワークの強化と住民によるさまざまなインフォーマル活動との連携、協働を図り、包括的に地域のケア体制を推進します。

④相談事業の充実によるセーフティネット機能の強化

長期にわたる景気の低迷によって雇用が悪化し、離職や住宅を喪失するなど、様々な生活課題によって生活保護を受給する市民や生活に困窮する市民が増加しました。経済の復調の兆しもありますが、未だ生活不安を抱えている市民は少なくありません。

新たに成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立を支援する相談事業等の実施によって、セーフティネット機能を強化します。

○ 地域福祉コーディネーターとは

地域福祉コーディネーターは、住民による主体的な地域福祉活動を支援します。対象や世代を限定せず住民間や住民と関係者とのネットワークづくりを進めて福祉のまちづくりの場の醸成に努めながら、社会資源の調整や新たな活動の開発などを、専門性を持って進めています。

住民の生活課題は様々であることから、狭義の福祉に捉われずに相談を受け、地域づくりを進めています。

○ 生活支援コーディネーターとは

2014(平成 26)年の改正介護保険法のなかで位置づけられ、高齢者の介護予防や日常生活を支援する体制の整備などを担います。介護保険制度では対応できない生活支援ニーズや社会的孤立といった生活課題が顕在化する中、助けあいの理念に基づく住民活動によって、地域で互いに支えあう仕組みづくりが求められています。生活支援コーディネーターは、生活支援サービスの整備や社会資源間のネットワーク構築を図ります。

立川市においては、従来から配置されている地域福祉コーディネーターと協働することで、地域福祉全体の推進が期待されます。

○ 福祉のまちづくりの場とは

「地域福祉プラットフォーム」とも言われることがあります。第 2 次及び第 3 次あいあいプラン 21 では、概ね「町」を単位に 1 カ所ずつの設置を目指し、地域住民の交流を促進し、生活課題の把握とその解決のために、住民の声や情報が常時集まる福祉活動の拠点として定義していました。

第 2 次及び第 3 次あいあいプラン 21 を推進してきた 10 年間に、地域福祉コーディネーターの配置が進められ、地縁でつながる自治会や商店会などの地域団体、関心縁・志縁とも言われるＮＰＯ・ボランティアグループなどのさまざまな団体や個人が、相互に連携できるような地域づくりが進められてきました。

そうした課題ごと・テーマごとに集まる場として地域懇談会が機能していることから、現在は「福祉のまちづくりの場」を画一的に定義するのではなく、「場」の大小や内容などを問わずに本会と協働して地域の課題解決に取り組む地域懇談会や、住民グループ間のお互いの連携体制構築を「場」として捉えています。

一方で、改正介護保険法では、「地域での協議体の設置」が謳われています。従来から構築されてきた地域での様々な協議の場やネットワークも活用しながら、地域福祉の推進に寄与する仕組みづくりを進めていきます。

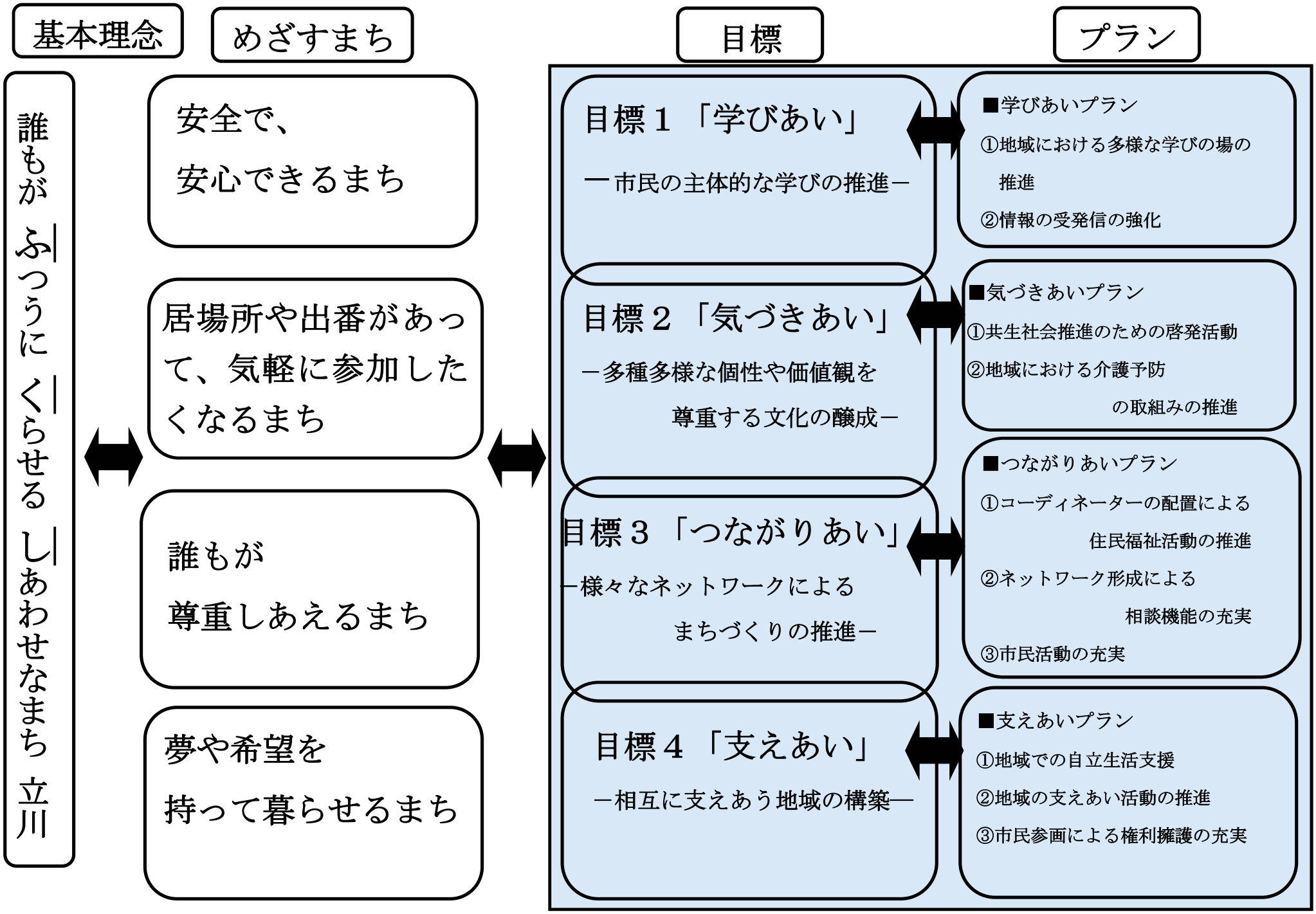
基本理念
誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川
めざすまち
安全で、
安心できるまち
居場所や出番があって、気軽に参加したくなるまち
誰もが
尊重しあえるまち
夢や希望を
持って暮らせるまち
目標
目標１「学びあい」
―市民の主体的な学びの推進―
目標２「気づきあい」
―多種多様な個性や価値観を
尊重する文化の醸成―
目標３「つながりあい」
―様々なネットワークによる
まちづくりの推進―
目標４「支えあい」
―相互に支えあう地域の構築―
プラン
■学びあいプラン
①地域における多様な学びの場の
推進
②情報の受発信の強化
■気づきあいプラン
①共生社会推進のための啓発活動
②地域における介護予防
の取組みの推進
■つながりあいプラン
①コーディネーターの配置による
住民福祉活動の推進
②ネットワーク形成による
相談機能の充実
③市民活動の充実
■支えあいプラン
①地域での自立生活支援
②地域の支えあい活動の推進
③市民参画による権利擁護の充実

３．活動計画の内容

目標１「学びあい」

～市民の主体的な学びの推進～

「誰もが　ふつうに　くらせる　しあわせなまち　立川」の実現には、住民自らが地域課題を解決するために行動する力を養う必要があります。また、様々な社会課題に対し、市民活動も多種多様な活動へと広がり、きっかけがあれば地域活動に参加したいという市民も増えています。地域のさまざまな人材や社会資源とのつながりのある本会の強味を生かし、市民と共に協働しながら、地域のさまざまな場面で学びの機会を作り、地域の福祉力の向上を図ります。

学びあいプラン①

「地域における多様な学びの場づくりの推進」

①－１　市民活動参加のための土壌づくり

○市民がボランティアや市民活動参加のきっかけをつくるために、市民活動団体と協働しながら、学びあいの機会をつくります。
○福祉施設やボランティア団体等が互いに協働・連携し、ボランティア活動の課題把握や情報を共有し、市内のボランティア活動の充実を図ります。
○多様な市民を対象としたボランティア参加のきっかけとなるイベントを企画します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
1	福祉教育・市民学習の推進に関する出前講座の実施・コーディネート				
	出前講座　3回 コーディネート 4回	出前講座　3回 コーディネート 4回	出前講座　4回 コーディネート 4回	出前講座　4回 コーディネート 4回	出前講座　5回 コーディネート 4回
	H27	H28	H29	H30	H31
2	夏！体験ボランティアの実施				
	参加人数 150名	参加人数 150名	参加人数 150名	参加人数 150名	参加人数 150名

	H27	H28	H29	H30	H31
3	ボランティア養成講座、ボランティア体験プログラムの開催				
	参加人数 110 名	参加人数 120 名	参加人数 130 名	参加人数 140 名	参加人数 150 名
	H27	H28	H29	H30	H31
4	ボランティア活動推進連絡会の開催【新規】				
	準備会の開催 実施内容の検討	開催回数 1 回	開催回数 2 回	開催回数 2 回	開催回数 2 回

①－２　生活に密着した市民学習会の開催

○地域包括支援センターや関係団体との共催により地域の生活課題に対応した学習会等を開催します。

○市民や関係機関、団体等に対し講演会や出前講座を開催し成年後見制度等の普及啓発に努めます。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
5	地域における学習会等の開催				
	開催回数 45 回 参加者数 810 人	開催回数 50 回 参加者数 900 人	開催回数 55 回 参加者数 990 人	開催回数 60 回 参加者数 1080 人	開催回数 60 回 参加者数 1080 人
	H27	H28	H29	H30	H31
6	成年後見制度等に関する講演会や出前講座の実施				
	講演会 2 回 出前講座 3 回	講演会 2 回 出前講座 3 回	講演会 2 回 出前講座 5 回	講演会 2 回 出前講座 5 回	講演会 2 回 出前講座 5 回

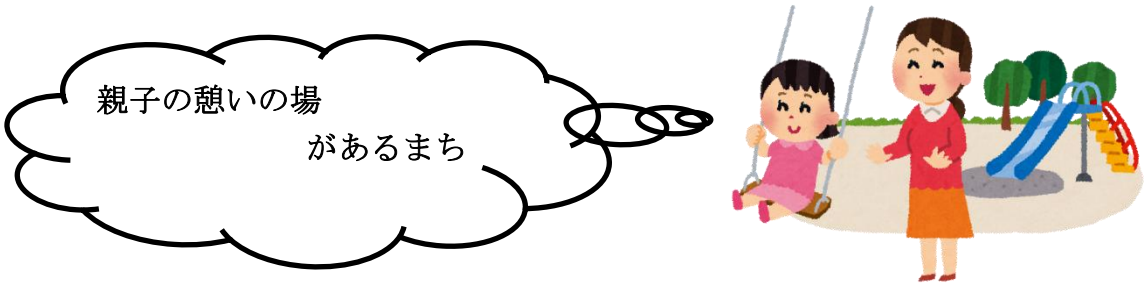

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

①－３　地域での自然災害に備える取り組み

○大規模災害発生時に、自治会など小地域の近隣住民で命を守りあえる体制づくりの支援につながる学習会等を開催します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
7	小地域密着型の防災学習と安否確認訓練などの実施				
	開催回数 6 回	開催回数 12 回	開催回数 18 回	開催回数 24 回	開催回数 30 回

①－４　障害福祉関係団体や地域団体と協働した障害福祉の普及・啓発

○関係団体や市民等との連携や協働により、市民や利用者・家族・施設職員等を対象に障害福祉関係の講座等を行います。

○地域のイベント等に参加し、障害福祉の理解・活動の普及に寄与していきます。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
8	障害福祉に関する講座や学習会等の開催				
	開催回数 2 回	開催回数 2 回	開催回数 2 回	開催回数 2 回	開催回数 2 回

①－５　地域におけるニーズの早期発見・早期対応に向けての取り組み

○市民の学びの機会等をつくり、認知症サポーター[1]を養成し、認知症高齢者にやさしい地域づくりをすすめます。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
9	認知症サポーターの養成				
	充実	充実	充実	充実	充実

[1] 認知症サポーター・・・講座を通じて認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援する方々

学びあいプラン②「情報の受発信の強化」

②－１　社協広報誌等を活用した情報発信による地域福祉活動の活性化

○あいあい通信や市民活動センター通信、ホームページ等により社協活動の周知や地域課題を発信することによって、サービスを利用したい人や活動したい人が講座や学習会・福祉活動に参加できるきっかけを作ります。また市民活動団体等が、あいあい通信を媒体として市民へ情報発信する仕組みを継続し、市民活動がより活発になるように支援をしていきます。

○イベント情報や有料広告を掲載している市民活動団体や企業へのモニタリング調査、講座参加者に対して「何を見て参加したか」等のアンケートを実施し、広報媒体の効果を検証していきます。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
10	あいあい通信等の発行、ホームページ等の運営				
	通信・HP 等を見て、講座等に参加した人の割合 15%	通信・HP 等を見て、講座等に参加した人の割合 17%	通信・HP 等を見て、講座等に参加した人の割合 20%	通信・HP 等を見て、講座等に参加した人の割合 25%	通信・HP 等を見て、講座等に参加した人の割合 30%

②－２　地域に合わせた情報提供

○6 つの生活圏域で、地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターが協働で発行する情報紙「まちねっと」を活用して、人材発掘や地域福祉の啓発活動を行い、市民の主体的な学びに寄与します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
11	まちねっとの発行				
	発行回数 18 回	発行回数 24 回	発行回数 24 回	効果検討	充実

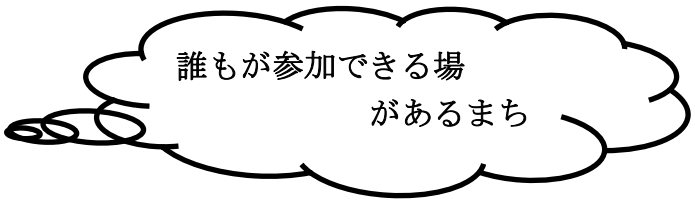

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

目標２「気づきあい」

～多種多様な個性や価値観を尊重する文化の醸成～

「誰もが　ふつうに　くらせる　しあわせなまち　立川」の実現には、地域に潜在化している課題に気づくため、高齢者や障害者のみならず、外国人やその他の生きづらさを抱えた人々が誰一人否定されることなく地域社会に参画できるよう、啓発プログラムを実施しまする必要があります。

また、地域懇談会の開催を通じて共生社会の実現を目指し、「福祉のまちづくりの場」の醸成を行うとともに、関係機関と連携しながら地域支えあいネットワーク活動を推進していきます。

気づきあいプラン①「共生社会推進のための啓発活動」

①－１　多様な価値観を認めあう、まちづくりの推進

○偏見や差別の対象となりやすいマイノリティ（社会的少数派）である個人や団体とともに企画を共有し、偏見や差別のない「共に生きる」社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

○市民が多様な価値観に触れあう機会を関係団体と共に企画するイベント・プログラムを実施します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
12	啓発講座の開催				
	参加人数 40 名	参加人数 40 名	参加人数 50 名	参加人数 50 名	参加人数 60 名

①-２　障害者虐待防止のための周知啓発

○平成 24 年 10 月に、障害者虐待防止及び障害者の養護者支援の法律が施行されています。本会は、立川市とともに障害者虐待防止センター[2]を運営し、適切に対応します。

○相談支援事業と連携し、市民や関係機関に対し、障害者虐待防止等の周知啓発を行い、障害者の権利を護る取り組みを行います。

[2] 障害者虐待防止センター・・・障害者虐待に関する通報や、虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
13	障害者虐待防止の周知啓発				
	講演会の開催 2 回 出前講座の開催 3 回	講演会の開催 2 回 出前講座の開催 3 回	講演会の開催 2 回 出前講座の開催 3 回	講演会の開催 2 回 出前講座の開催 3 回	講演会の開催 2 回 出前講座の開催 3 回

①－３　地域懇談会の開催

○地域にある様々な課題に気づき、その解決を図るための地域懇談会を開催します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
14	地域懇談会の開催				
	開催回数 330 回	開催回数 360 回	開催回数 390 回	開催回数 420 回	開催回数 420 回

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

気づきあいプラン②「インフォーマルサポートの推進」

②-１　支え合い活動の推進

○地域支え合いネットワークによる高齢者等の見守りやちょこっとボランティア活動を推進し住民同士の気づきや支え合いに寄与します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
15	地域支え合いネットワーク活動やちょこっとボランティア活動の推進				
	活動登録者と活動の協働・充実 累計 123 名	活動登録者と活動の協働・充実 125 名	活動登録者と活動の協働・充実 128 名	活動登録者と活動の協働・充実 131 名	活動登録者と活動の協働・充実 133 名

②－２　生活支援の担い手育成

○介護予防教室、家族介護教室、福祉関連講座等を開催し、住民同士の気づきを促します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
16	各生活圏域における介護予防教室、家族介護教室等の開催				
	介護予防の普及と介護者支援の充実	介護予防の普及と介護者支援の充実	介護予防の普及と介護者支援の充実	介護予防の普及と介護者支援の充実	介護予防の普及と介護者支援の充実

②-３　地域のインフォーマル社会資源リストの作成

○地域のインフォーマル社会資源のリストを作成し、関係機関や市民と共有をすすめ、気づきあいの街づくりを進めます。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
17	地域のインフォーマル社会資源等のリスト作成による相談対応の充実				
	共通化したリスト作成	相談対応の充実	相談対応の充実	相談対応の充実	相談対応の充実

目標３「つながりあい」

～様々なネットワークによるまちづくりの推進～

「誰もが　ふつうに　くらせる　しあわせなまち　立川」の実現には、6 つの生活圏域それぞれで構築しているネットワークを基盤に、住民福祉活動を推進していく必要があります。

また、市内全域にわたるテーマ型のネットワークも充実させ、多様な地域課題に取組みます。

つながりあいプラン①

「コーディネーターの配置による住民福祉活動の推進」

①－１　地域福祉コーディネーターの全地区配置

○地区民生委員・児童委員協議会[3]や地域包括支援センターと同じ生活圏域全地区に、地域福祉コーディネーターを配置して、住民福祉活動を推進します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
18	地域福祉コーディネーターの 6 生活圏域への配置				
	配置	評価・検討	評価・検討	評価・検討	評価・検討

①－２　生活支援コーディネーターの配置

○介護保険制度の改正により、高齢者の生活支援サービスの充実や介護予防の推進等を図る「生活支援コーディネーター」が配置されます。立川市では、従来から配置していた地域福祉コーディネーターと連携を図ることで、地域福祉をより強力に推進していきます。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
19	生活支援コーディネーター配置による、介護予防・生活支援の充実【新規】				
	新規配置	評価・検討	評価・検討	評価・検討	評価・検討

[3] 地区民生委員・児童委員協議会・・・地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々

つながりあいプラン②

「ネットワーク形成による相談・支援機能の充実」

②－１　自然災害に備えたネットワークの構築

○大規模災害発生時の災害ボランティアセンター[4]の立ち上げと運営をスムーズに行うために、平時より関係機関・団体とのネットワーク構築を図ります。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
20	災害対策ネットワーク会議の開催				
	ネットワーク会議の開催 1回	ネットワーク会議の開催 1回	ネットワーク会議の開催 1回	ネットワーク会議の開催 1回	ネットワーク会議の開催 1回

②－２　第三者後見人等連絡会の開催

○弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等の専門職後見人と、行政や地域包括支援センター職員等がお互いの役割を認識し、顔の見える関係を構築するため、第三者後見人等連絡会を開催し、市内の成年後見制度の課題把握や情報の共有、成年後見人等としての知識の向上を図ります。

○第三者後見人等連絡会に参加した専門職後見人が積極的に市民の相談に対応し、成年後見人等を受任できるように支援します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
21	第三者後見人等連絡会の開催				
	3回 参加者100名	3回 参加者110名	3回 参加者120名	3回 参加者130名	3回 参加者140名

[4] 災害ボランティアセンター・・・災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点

②－３　地域包括ケアの推進

○地域ケア会議や介護支援専門員連絡会など関係機関・団体が集まる場の設置や介護支援専門員研修などの実施を通じて、ネットワーク強化と専門職の資質向上を図ります。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
22	立川市地域ケア会議の開催				
	12 回 参加 23 機関	12 回 参加 23 機関	12 回 参加 23 機関	12 回 参加 23 機関	12 回 参加 23 機関
23	各生活圏域における小地域ケア会議の開催				
	各生活圏域 6 回	各生活圏域 6 回	各生活圏域 6 回	各生活圏域 6 回	各生活圏域 6 回
24	各生活圏域における個別ケア会議の開催				
	各生活圏域 10 回	各生活圏域 10 回	各生活圏域 10 回	各生活圏域 15 回	各生活圏域 15 回
25	地域包括支援センター業務別連絡会(総合相談支援業務・権利擁護業務・ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメント)の開催				
	各業務連絡会 6 回 参加機関 15 機関	各業務連絡会 6 回 参加機関 15 機関	各業務連絡会 6 回 参加機関 15 機関	各業務連絡会 6 回 参加機関 15 機関	各業務連絡会 6 回 参加機関 15 機関
26	介護支援専門員連絡会の開催				
	4 回・参加延べ数 300 人	4 回・参加延べ数 300 人	4 回・参加延べ数 300 人	4 回・参加延べ数 300 人	4 回・参加延べ数 300 人
27	介護支援専門員研修の実施（新任、現任）				
	5 回・参加延べ人数 300 人	5 回・参加延べ人数 300 人	5 回・参加延べ人数 300 人	5 回・参加延べ人数 300 人	5 回・参加延べ人数 300 人

	H27	H28	H29	H30	H31
28	サービス事業者連絡会の開催(訪問介護事業者・通所サービス事業者等)				
	5 回・参加延べ人数 200 人	5 回・参加延べ人数 200 人	5 回・参加延べ人数 200 人	5 回・参加延べ人数 200 人	5 回・参加延べ人数 200 人
29	各生活圏域における家族介護者の集い開催				
	30 回・参加延べ人数 300 人	30 回・参加延べ人数 300 人	30 回・参加延べ人数 300 人	30 回・参加延べ人数 300 人	30 回・参加延べ人数 300 人

②－４　障害福祉関係団体や地域住民とのネットワークの促進

○市内の障害者関係団体とのネットワーク活動を促進し、地域の障害福祉の推進に寄与します。

○障害福祉関係団体や地域住民との連携により利用者支援の土壌づくりをすすめます。

○立川市役所にある Cafe はぁもにぃ♪を、立川市福祉施設交流連絡会等と連携して運営し、障害者の就労支援の推進を図ります。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
30	立川市福祉施設交流連絡会等の開催・参加および事業等の実施				
	連絡会等開催 10 回 協働事業実施 3 回	連絡会等開催 10 回 協働事業実施 3 回	連絡会等開催 10 回 協働事業実施 3 回	連絡会等開催 10 回 協働事業実施 3 回	連絡会等開催 10 回 協働事業実施 3 回
	H27	H28	H29	H30	H31
31	地域のイベント等への参加				
	参加回数 2 回	参加回数 2 回	参加回数 2 回	参加回数 2 回	参加回数 2 回

	H27	H28	H29	H30	H31
32	Café はぁもにぃ♪の有効活用による就労支援事業[5]の推進				
	利用者 3 名	利用者 4 名	利用者 4 名	利用者 4 名	利用者 4 名
	H27	H28	H29	H30	H31
33	Cafe はぁもにぃ♪での喫茶体験実習の実施				
	参加施設・人数 3 施設 5 名	参加施設・人数 4 施設 6 名	参加施設・人数 4 施設 6 名	参加施設・人数 5 施設 7 名	参加施設・人数 5 施設 7 名

つながりあいプラン③「市民活動の充実」

③－１　市民活動に関する総合相談の実施

○市民活動に関する相談を広く受付け、団体の紹介など、市民活動につながる支援をします。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
34	市民活動に関する相談受付・コーディネート				
	相談件数 1,400 件	相談件数 1,410 件	相談件数 1,420 件	相談件数 1,430 件	相談件数 1,440 件

③－２　企業の社会貢献活動の推進

○企業等の社会貢献活動、社会貢献イベントの相談や、社員研修等の支援を行います。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
35	企業等の社会貢献活動の支援				
	コーディネート数 5 件	コーディネート数 5 件	コーディネート数 6 件	コーディネート数 6 件	コーディネート数 7 件

[5] 就労支援事業・・・通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに，生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業

③－３　ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進

〇企業等と連携をし、地域課題の解決を目的とする団体の相談や支援を行います。

	H27	H28	H29	H30	H31
36	たちかわ創業応援プロジェクトに参画し、総合的な相談支援の実施。（立川市、立川商工会議所、日本政策金融公庫、多摩信用金庫）				
	相談件数 150 件	相談件数 150 件	相談件数 150 件	相談件数 150 件	相談件数 150 件

③－４　市民活動団体の運営支援

〇NPO[6]法人設立ガイダンスの実施や、市民活動団体の運営マネジメント講座等を開催します。

〇市民活動団体が安定した活動できるよう、市民活動助成を実施します。

〇市民活動団体が、充実した活動ができるよう、機材や活動スペースを貸出しを実施します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
37	市民活動運営講座の開催（NPO ガイダンス、団体マネジメント講座等）				
	参加者数 100 名	参加者数 100 名	参加者数 100 名	参加者数 100 名	参加者数 100 名
	H27	H28	H29	H30	H31
38	市民活動助成の実施／各種助成事業の案内				
	助成申請件数 18 件	助成申請件数 18 件	助成申請件数 18 件	助成申請件数 18 件	助成申請件数 18 件
	H27	H28	H29	H30	H31
39	活動スペースの貸出し（ボランティアルーム、団体交流室）				
	団体数 470 件	団体数 475 件	団体数 480 件	団体数 485 件	団体数 490 件

[6] NPO（Nonprofit Organization）・・・営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動

	H27	H28	H29	H30	H31
40	機材の貸出し(印刷機、拡大コピー機、車いすなど)				
	団体数 580 件	団体数 590 件	団体数 600 件	団体数 610 件	団体数 620 件
	H27	H28	H29	H30	H31
41	コミュニティ備品の貸出し				
	団体数 235 件	団体数 240 件	団体数 245 件	団体数 250 件	団体数 255 件

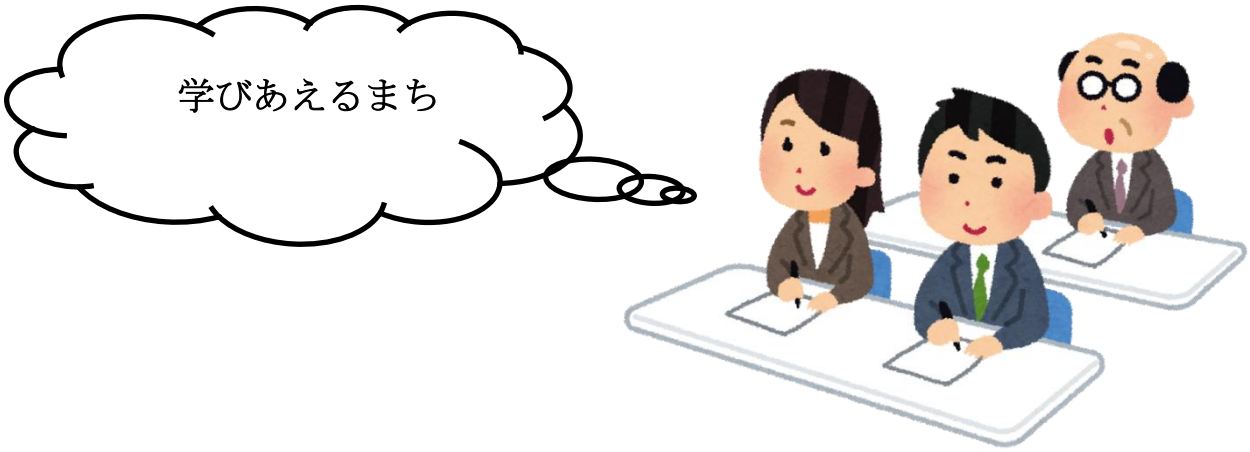

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

目標４「支えあい」

～相互に支えあう地域の構築～

「誰もが　ふつうに　くらせる　しあわせなまち　立川」の実現には、福祉サービスの充実だけでは防ぐことの難しい社会的孤立や、制度の狭間にあって課題を抱えるひとへの対応としての見守りや支えあいが求められます。

一人として孤立することなく、地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、誰もが「居場所と出番」としての参加の機会を得ながら、互いに支えあうまちの実現に向けて取り組んでいきます。

支えあいプラン①「地域での自立生活支援」

①－１　生活困窮者の自立支援

○生活困窮者の自立と尊厳を確保するため、自立相談支援事業を実施します。生活困窮者の早期発見や見守りのための地域ネットワークを構築し、生活福祉資金等の制度も活用しながら包括的な支援を実施します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
42	生活困窮者自立支援事業【新規】				
	自立相談支援事業延べ相談者数 1,000 人	自立相談支援事業延べ相談者数 1,100 人	自立相談支援事業延べ相談者数 1,200 人	自立相談支援事業延べ相談者数 1,300 人	自立相談支援事業延べ相談者数 1,300 人
	H27	H28	H29	H30	H31
43	生活福祉資金貸付事業の実施				
	生活福祉資金延べ相談対応数 2,510 人	生活福祉資金延べ相談対応数 2,534 人	生活福祉資金延べ相談対応数 2,556 人	生活福祉資金延べ相談対応数 2,578 人	生活福祉資金延べ相談対応数 2,600 人

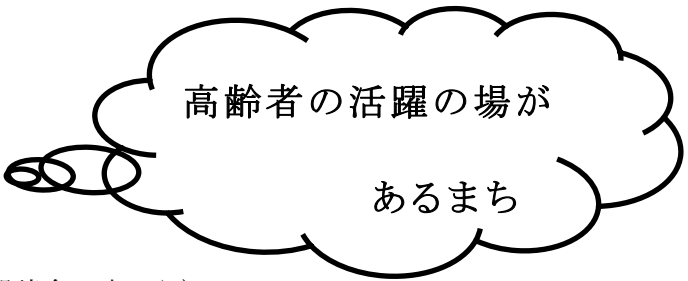

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

支えあいプラン②「地域の支えあい活動の推進」

②－１　自然災害に備えたボランティアの養成

○大規模災害の発生に備え、災害対応の知識を持つ災害時ボランティアを養成します。災害発生時には、養成した市民との協働により災害ボランティアセンターを運営するなど、住民同士で支えあい活動が求められます。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
44	災害ボランティアの養成				
	養成講座参加者数 40 名	養成講座参加者数 40 名	フォローアップの仕組みを検討	フォローアップの実施	フォローアップの実施

②－２　地域住民の健康増進・孤立化防止活動

○制度の狭間に陥りがちな相談を住民主体で早期発見し、孤立化を防止しする居場所づくりを支援します。

○地域での居場所づくりやたすけあい活動等、各種住民グループの立ち上げ支援を行います。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
45	支えあいサロン[7]活動の推進				
	サロン登録数 142 ヵ所	サロン登録数 154 ヵ所	サロン登録数 166 ヵ所	サロン登録数 178 ヵ所	サロン登録数 190 ヵ所
	H27	H28	H29	H30	H31
46	住民グループの立ち上げ支援				
	立ち上げ数 12 ヵ所	立ち上げ数 12 ヵ所	立ち上げ数 12 ヵ所	立ち上げ数 12 ヵ所	立ち上げ数 12 ヵ所

[7] 支えあいサロン・・・社会的孤立を防ぐためにご近所の方々などが定期的に集まって、おしゃべりや趣味の活動をする場

支えあいプラン③「市民参画による権利擁護の充実」

③－１　日常生活自立支援事業の強化

○高齢者や障害者が、判断能力の低下から自ら適切な福祉サービスを選択し、安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行う「日常生活自立支援事業」を実施します。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
47	日常生活自立支援事業の周知と利用促進				
	新規契約件数 25 件	新規契約件数 25 件	新規契約件数 30 件	新規契約件数 30 件	新規契約件数 35 件

③－２　成年後見制度の推進

○高度に判断能力が低下した高齢者や障害者が自分らしく生活するために、成年後見制度が適切に利用できるように市長申立や親族申立の支援を行い、市民が利用しやすい成年後見制度の推進に努めていきます。

○に専門職後見人等が必要な場合、適切な成年後見人等候補者の選任を支援します。
○親族後見人等が、適切に後見業務を行えるように、成年後見制度の推進機関として、相談や助言、専門職の紹介を行います。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
48	成年後見制度における申立の支援				
	申立支援 18 件	申立支援 20 件	申立支援 22 件	申立支援 24 件	申立支援 26 件
	H27	H28	H29	H30	H31
49	法人後見の受任				
	新規受任件数 3 件	新規受任件数 5 件	新規受任件数 7 件	新規受任件数 9 件	新規受任件数 11 件

③－３　市民後見人による成年後見制度の充実

○高齢化が進み、認知症の高齢者も急激に増加し、親族や専門職後見人だけでは、成年後

見人等の受け皿不足が予想される中、社会貢献がしたい市民の活躍の場として、市民後見人を養成します。
○市民後見人がスキルアップし適切に後見業務が行えるように、フォローアップ研修を実施します。
○市民後見人が孤立せず、モチベーションを維持向上できるよう、市民後見人同士の情報交換等を行います。
○市民後見人が適切に後見業務を行うために、本会が法人として市民後見人の監督人を行います。

おもな実施プラン

	H27	H28	H29	H30	H31
50	市民後見人の養成【新規】				
	新規養成者数 5名	新規養成者数 5名	新規養成者数 5名	新規養成者数 5名	新規養成者数 5名
	H27	H28	H29	H30	H31
51	法人後見監督人の受任				
	新規受任件数 2件	新規受任件数 3件	新規受任件数 5件	新規受任件数 5件	新規受任件数 5件

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

4. 計画の推進体制

第 4 次立川あいあいプラン 21 は、地域住民の多くの方々が、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え作り上げたものです。本計画の推進にあたっては、市民、事業者、そして行政が互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画に取り組むことが重要です。

「だれもが　ふつうに　くらせる　しあわせなまち立川」は、市民の参加なしでは実現しません。この計画については、次の通り推進していきます。

〇計画の推進体制と評価

第 4 次立川あいあいプラン 21 の推進にあたっては、地域関係団体や福祉活動団体、関係者などを構成員とする市民参画の「立川あいあいプラン 21 推進・評価委員会(仮称)」を設置して、重点推進事項や新規事業等を中心に検討し、立川市の地域福祉計画などと整合性を図りながら推進していきます。

また、事業の評価については、各プランに定めた評価指標を用いて進捗管理を行います。これまでの事業計画では、実施回数や参加人数等の量的増加を重要視してきましたが、これからは、その事業の効果についても評価・検討していきます。

〇推進期間

本計画は、2015(平成 27)年度から 2019(平成 31)年度までの 5 ヵ年の計画ですが、社会状況や地域課題の変化にあわせ、「立川あいあいプラン 21 推進・評価委員会(仮称)」において、見直しを行っていきます。そして、第 4 次立川あいあいプラン 21 を推進・評価しながら、第 5 次計画の策定を進めていきます。

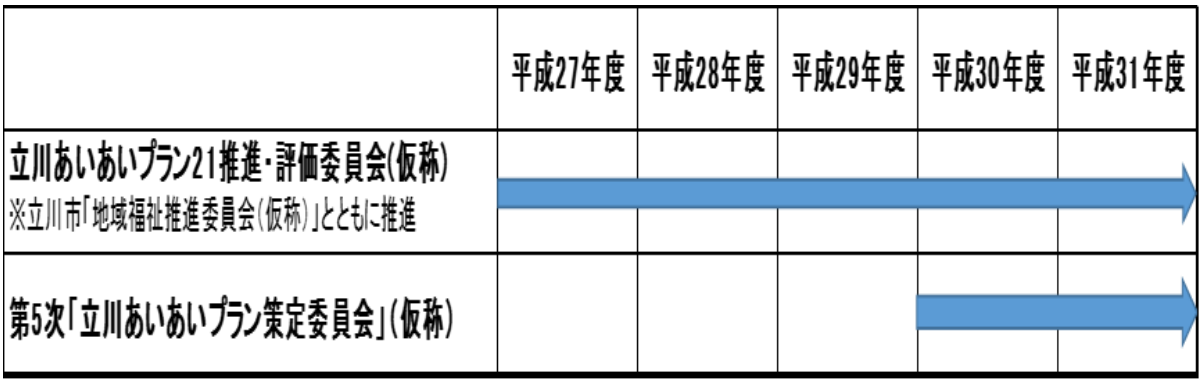

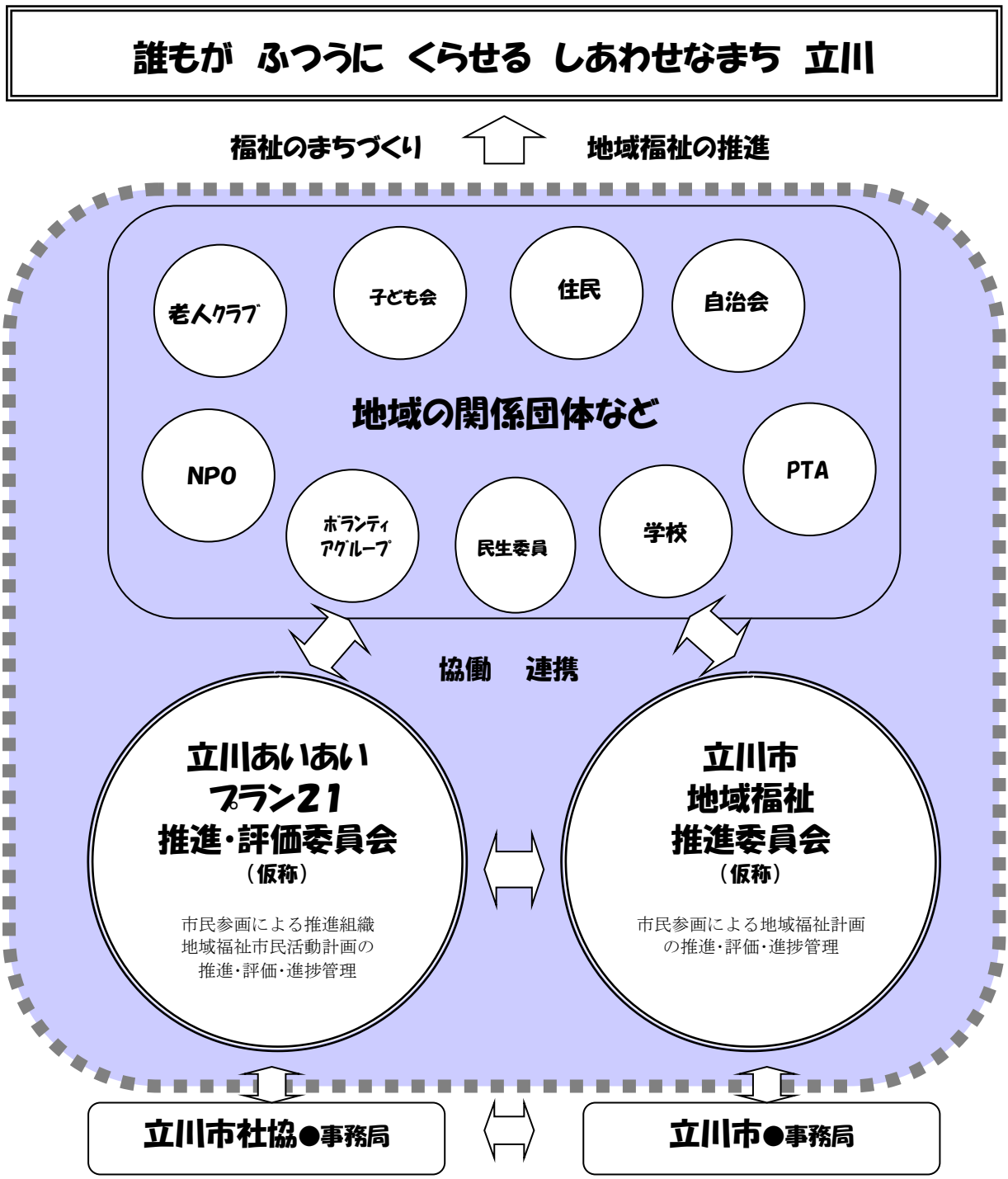
誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川
福祉のまちづくり
地域福祉の推進
老人クラブ
子ども会
住民
自治会
地域の関係団体など
NPO
ボランティア グループ
民生委員
学校
PTA
協働 連携
立川あいあいプラン21推進・評価委員会（仮称）
市民参画による推進組織
地域福祉市民活動計画の
推進・評価・進捗管理
立川市地域福祉推進委員会（仮称）
市民参画による地域福祉計画
の推進・評価・進捗管理
立川市社協●事務局
立川市●事務局

推進体制（イメージ）

Ⅲ. 地域福祉推進に向けた組織の発展・強化計画

Ⅲ. 地域福祉推進に向けた組織の発展・強化計画

第 4 次立川あいあいプラン 21 を、市民と一丸となって推進していく社会福祉協議会は、公益性を有する社会福祉法人として、地域住民に開かれ、理解される運営を行っていかなければなりません。そのためには、情報公開による財政状況の透明化やガバナンスの強化など、社会福祉法人制度改革へも対応していく必要があります。

本会役職員は、次に定めた基本方針、役職員行動指針に沿った行動をとるとともに、市民活動計画の推進をより着実に行うために、組織基盤の発展・強化に向けた取り組みも行います。

■「基本方針」

①本会は、地域の福祉課題、住民の生活課題の把握に努め、その課題解決のために専門性を発揮するとともに公私の関係者と連携・協働した対応を行います
②本会は、人としての尊厳の保持、利用者本位を念頭に活動を行います
③本会は、社会環境の変化に伴う住民ニーズに対応するため、活動の重点化と柔軟なサービス提供を行います
④本会は、法令を遵守し、積極的な情報公開、説明責任を果たし、あわせて高い倫理観による公正中立な事業活動を展開します
⑤本会は、運営基盤の強化を図り、常に市民が満足、納得する活動に心がけます

■「役職員行動指針」

①私たちは、市民一人ひとりの人権を尊重し、住民から信頼される役職員、職場を目指します
②私たちは、地域福祉を推進する公共的な性格を有する団体の役職員であることを常に意識して、正しい判断、コスト感覚に基づいた行動をとります
③私たちは、事業の執行にあたっては、P-D-C-A のマネジメントサイクルに基づき実施し、評価、効果を大切にします
④私たちは、市民に対して誤った対応をした場合には、事実をすばやく確認し、その原因の徹底した解明と再発防止を迅速に行います
⑤私たちは、常に自己学習、自己研鑽に努め、多角的な視点で市民の課題解決を支援します
⑥私たちは、省エネや CO_2 の削減などに努め、地球環境にやさしい行動をとります

１．組織運営体制の充実・強化

⑴事業規模に即した事務局組織

本会事務局組織は、過去 8 年、2 課 6 係体制をとってきました。その間にも運営する福祉事業は拡大を続け、大きな事業規模となっています。そのために、管理体制や係間の連携などに課題が見えてきました。今次の計画策定に合わせて、事業規模にあった事務局組織とするため、3 課 7 係体制に見直して計画を推進していきます。

	H27	H28	H29	H30	H31
1	事業規模に即した事務局組織の改革				
	新たな組織運営体制	→	組織の課題整理・検討	実施	

⑵人材の育成、専門性の強化

本会は、人材育成の一環として、階層別の内部研修(係長、中堅職員、若手職員など)を進めていますが、職員の意識や向上心を持続させるため、立川市が実施する職員研修に参加するなど、人材育成をより一層充実させる必要があります。

また、相談や介護のスキルに限らず、人事、労務、会計など各事業において必要な専門的スキルを身につけるための資格取得を推進していきます。

	H27	H28	H29	H30	H31
2	階層別研修の実施と他機関が実施する研修への参加				
	階層別研修の実施と他機関が実施する研修への参加	研修内容の評価・検討 →	充実 →	充実 →	研修体系の評価・検討
	H27	H28	H29	H30	H31
3	資格取得の推進				
	各部門で必要なスキルの検証	資格取得の体系化・制度化	資格取得を推奨し、取得者を増やす 新規取得者 5 名	制度の効果を検証するため取得者への調査実施 新規取得者 7 名	制度の評価、見直し 新規取得者 10 名

立川市社会福祉協議会研修等体系

１．求められる職員像

（１）ホスピタリティにあふれ、市民に信頼される職員

（２）市民参加を促し、市民と協働しながら、住民主体によるまちづくりを推進することができる職員

（３）外部環境の変化を見通しながら、次代の新しい価値を市民に提供できる職員

（４）課題解決能力、目標管理能力の高い職員

（５）職制による役割を発揮できる職員

（６）業務における専門性の高い職員

２．研修等の体系

（１）全体研修

身につける能力・知識等	実施方法	対象者	回数等	備考
①本会の事業計画予算、事業報告決算 ②職員間のコミュニケーション ③ホスピタリティ・接遇 ④外部環境の変化と本会への影響など	内部研修	正規職員 嘱託職員	2回 （前期・後期）	

（２）基礎研修

身につける能力・知識等	実施方法	対象者	回数等	備考
①ケースワーク ②グループワーク ③コミュニティワーク ④ファシリテーション能力 ⑤　災害時対応など	内部研修 外部研修	正規職員 嘱託職員	随時	

（３）階層別研修

階層	身につける能力・知識等	実施方法	対象者	回数等	備考
新任	①社会人としての態度・接遇 ②社会福祉協議会の機能、役割などの理解 ③課題発見・解決能力	内部研修 外部研修 0JT	入職後2年以内の職員	①･②：１回 ③随時	東社協研修参加 立川市研修参加
主事 支援員	①目標管理能力 ②課題解決能力 ③政策立案能力	内部研修 外部研修 0JT	入職後3～15年程度の主事・支援員	①～③のうち1項目を 1回	

主任	①OJT ②チームアプローチ ③リーダーシップ ④コーチング	内部研修 外部研修	入職後 15年以上 の主任	①～④のうち 2項目を 1回	
係長	①人材育成能力 ②対外折衝能力 ③危機管理能力 ④組織管理能力	内部研修 外部研修	係長	①～④のうち 2項目を 1回	
管理職	①法人経営能力 ②人事管理・労務管理 ③危機管理	内部研修 外部研修	課長 事務局長	①～③のうち 1項目を 1回	

（4）業務別研修

各係	内容等	実施方法	対象者	回数等	備考
地域活動推進係	法人運営、経理、税務、労務、文書、ボランティア活動、小地域活動、NPO支援、広報など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が指定した職員	外部研修含め随時	
自立生活支援係	生活困窮者自立支援法、生活福祉資金、受験生チャレンジ事業など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が指定した職員	外部研修含め随時	
地域づくり係	ボランティア活動、小地域活動、NPO支援、広報など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が指定した職員	外部研修含め随時	
地域あんしんセンター係	成年後見制度、日常生活自立支援事業、虐待対応、年金･税金、苦情対応、契約など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が指定した職員	外部研修含め随時	
地域包括支援係	介護保険制度、地域包括ケア、関係機関・地域住民とのネットワーキングなど	内部研修 外部研修 職場研修	係長が指定した職員	外部研修含め随時	
障害福祉係	障害者総合支援法、介護技術、権利擁護、成年後見制度、虐待対応など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が指定した職員	外部研修含め随時	
在宅サービス係	介護保険法、障害者総合支援法、介護技術、権利擁護、成年後見制度、虐待対応など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が指定した職員	外部研修含め随時	

（５）資格取得

取得を奨励する資格	支援内容	備考
①社会福祉士、②介護福祉士、③精神保健福祉士、④介護支援専門員（主任含む）、⑤介護保険事業並びに障害者総合支援法において配置が必要とされる資格（研修）、⑥衛生管理者、⑦相談援助実習指導者、⑧その他会長が指定した資格	①各資格（１回）の受験料負担 ②資格取得に必要なスクーリング等の際の職務免除	

⑶災害に備えた組織の強化

大震災の発生確率が高まっています。また、気候変動による自然災害も頻発しています。災害発生時に早期に事業を復旧し、市民への支援を円滑に進めるために、災害への備えを強化します。

	H27	H28	H29	H30	H31
4	BCP や災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施とそのマニュアル等の見直し				
	訓練の回数 2 回	訓練の回数 2 回	訓練の回数 2 回	訓練の回数 2 回	訓練の回数 2 回

２．地域福祉推進のための財政基盤の強化と事業所の運営

(1) 財務状況の公開

本会が市民とともに地域福祉を推進していくには、市民に多くの情報を公開し、理解や協力を得る必要があります。そのため、社会福祉法人の透明性の確保の視点なども踏まえ、本会の財務諸表や事業報告等を、ホームページなどにより広く市民に公開していきます。

	H27	H28	H29	H30	H31
5	財務状況の公開				
	財務状況の公開	継続 →	継続 →	継続 →	継続 →

(2) 自主財源の確保

住民の主体的な活動を支え、社会福祉協議会らしい活動を展開していくためには、自主財源の確保が重要です。しかしながら、社協会員数、会費総額は年々微減しています。従来の自治会を通じての協力依頼だけでなく、自治会未加入の地域住民や企業、団体に社協活動を周知し、社協を支えていただくサポーターとしての会員増加を目指します。また会員特典の導入や寄附との差別化を検討します。また、商店街や企業へも働きかけ、収益事業や寄付金の増加を図っていきます。

	H27	H28	H29	H30	H31
6	個人および団体会員の増加を図る 会費総額　年 5 万ずつ UP 団体会員数　年 10 団体ずつ UP				
	会費総額 5,850 千円 団体会員数 120 団体	会費総額 5,900 千円 団体会員数 130 団体	会費総額 5,950 千円 団体会員数 140 団体	会費総額 6,000 千円 団体会員数 150 団体	会費総額 6,050 千円 団体会員数 160 団体
	H27	H28	H29	H30	H31
7	商店街や企業への働きかけによる収益金の増加 （あいあい通信の有料広告、HP のバナー広告、ボランティアベンダーの設置等）				
	広告等の収益額 60 万円	120 万円	170 万円	220 万円	270 万円

	H27	H28	H29	H30	H31
8	募金箱の設置等、商店街や企業への働きかけによる寄付金の増加				
	寄付金の増額 3 万円	6 万円	10 万円	15 万円	20 万円

(3) 基金の活用

市民から寄せられた寄付金等を財源に地域福祉推進活動の振興と、財政基盤の安定化を目的に、地域福祉振興基金等、目的別に基金を設置して積み立てを行っています。金利が下がっているため、基金の利息のみで特定の事業を行うことは困難ですが、それぞれの基金の目的に合わせ、地域福祉推進のために効果的に事業に活用していきます。

基金	基金の目的
成年後見制度等権利擁護支援基金	本会の実施する成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護に係る事業が円滑に行われ、市民の権利擁護に寄与する
地域福祉振興基金	本会の財政の安定化及び地域福祉推進のための支出又は損失に備える
ボランティア基金	ボランティア・NPO 活動の推進を図る
介護保険運営基金	介護保険事業の安定した運営を図る

（4）安定した事業所の運営

介護が重度化した市民の受け入れ、ボランティア活動や中学生による職場体験の場としての活用など、社会福祉法人の役割を果たしながら、介護保険法や障害者総合支援法などに規定された事業所を安定的に運営し、地域福祉の推進と法人の財政基盤の強化にも寄与していきます。

事業所名	内容
デイサービスセンター	利用者一人一人の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業および指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援します。
ホームヘルプサービス	要支援、要介護認定を受けた高齢者が、住みなれた地域での生活を継続できるように、その居宅にホームヘルパーを派遣し訪問介護を行うほか、障害者総合支援法に則り、身体障害、知的障害、精神障害のある方が自立した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣します。

居宅介護支援事業所	利用契約された市民に対し、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、質の高いケアマネジメントを行うことにより、市民の安心生活に寄与します。また契約制度における地域のセーフティネットとして、緊急対応が必要な方や支援困難な方への対応、介護予防プランへの協力を地域包括支援センターと連携して実施するとともに、地域包括支援センターが実施する各種事業に協力していきます。
生活介護支援事業所	地域において就労の機会等が得がたい障害程度区分 3 以上の身体・知的障害者の方にご利用いただき、機能訓練、文化的活動、日常生活訓練等を提供させていただくことにより、「自立」を図り、生きがいを高めることを目指しています。日常活動は、身体障害者用のデイルーム（マンボウ）と知的障害者用のデイルーム（コスモス）に分かれて行っています。また、医療的ケアが必要な方も受け入れています。
就労支援事業所	企業就労が困難な心身障害者が通所し、授産作業等を通して収入を得ることによる自立生活を支援するために、就労継続支援 B 型の指定を受けて運営しています。栄福祉作業所を「主たる事業所」、富士見福祉作業所を「従たる事業所」、立川市役所内「Café はぁもにぃ♪」は栄・富士見作業所の「出張所」と位置づけています。
障害者相談支援事業所	障害のある方からの相談に応じてサービス等利用計画を作成するほか、必要な便宜を供与することにより障害のある方が住みなれた地域で継続して本人らしく生活できるよう支援を行います。

３．セーフティネット機能の充実・強化

(1) 法人後見の受任

他に適切な後見人がいなく、本会が成年後見人に選任されることが望ましい場合は、地域あんしんセンターたちかわ運営委員会の審議に基づき、本会が法人として後見人等を受任します。

(2) 「たちかわ入居支援福祉制度」による地域での生活支援

判断能力の不十分な高齢者や障害者等で民間住宅への入居や更新の際に親族等適切な保証人がいない場合に、日常生活自立支援事業の契約と併せて「たちかわ入居支援福祉制度」を利用することで本会が保証人となります。

(3) 高齢者及び障害者虐待防止対応

立川市や地域包括支援センターなどと連携し、深刻化する高齢者や障害者への虐待の防止と早期発見、早期対応を行い市民の権利擁護に努めます。

(4) 支援困難ケースへの積極的対応

虐待ケースや悪質商法被害者への対応など、支援困難ケースにも立川市や関係機関と連携し、本会機能を活かしながら積極的に対応していきます。

(5) 障害者ケアマネジメントの充実・社会資源の確保

障害があっても住み慣れた地域でその人らしく暮らしを継続できる共生社会の実現を目指し、立川市や関係機関との連携のもと、障害者福祉制度における相談支援、ケアマネジメントに取り組んでいきます。

また、今後の支援の充実が求められる「障害児」の相談支援についても、法人としての取り組みを拡充する方向で検討します。

(6) 通所介護における要介護状態の軽減に向けた取り組み

ご利用者の在宅での暮らし方に着目し、住宅環境の実態に則した生活リハビリ、機能訓練を充実させ、生活機能(心身機能、活動、参加)の維持向上に力を入れます。

(7) 自費型ホームヘルプサービス（制度外のヘルパー援助）の実施を検討

公的サービスでは利用対象外となるような日常生活関連のサービスを有償にて提供できる仕組みの導入について検討します。

(8) 家族介護者支援

「気がなかなか休まらない」「自分の時間がもてない」等、要介護者を介護している家族は多くの課題やストレスを抱えています。家族介護者の負担軽減のため、家族介護者の交流の場の提供や、在宅介護等に関する講座を開催します。

(9) 市民のニーズや社会の要請に応えた施設の運営

医療的ケアを必要とする重度障害者などの日中活動の場を確保するなど、高齢者や障害児・者などのニーズや社会の要請に応えた事業を実施していきます。

(10) 生活困窮者の自立支援

離職や住宅の喪失など、生活に困窮する市民の経済的、社会的自立などに対応するために、生活困窮者の自立支援相談窓口を開設します。

Ⅳ. 第 4 次立川あいあいプラン 21 策定までのプロセス

１．第４次立川あいあいプラン21策定委員会

平成27年度からの第４次「あいあいプラン21」に向け、平成25年10月に策定委員会が発足しました。

17名の市民委員を選出し、これから約2年半をかけて、地域住民の課題やニーズを吸い上げ、解決に向けた計画を策定しました。

	日　時	主な協議内容
1	平成25年10月25日	・立川市地域福祉計画と市民活動計画について ・あいあいプラン21策定委員会について
2	平成25年12月11日	・地域懇談会について
3	平成26年2月25日	・アンケート調査について ・作業部会の開催について
4	平成26年6月4日	・平成25年度事業報告・平成26年度重点推進事項について ・社協を取り巻く社会状況の変化について
5	平成26年9月4日	・地域課題の整理と取り組むべき事業について
6	平成26年12月4日	・計画書の構成について ・基本理念やめざすまち、目標について
7	平成27年2月10日	・個別プランについて
8	平成27年3月5日	・最終版の計画書について ・パンフレットについて

２．作業部会の設置

社会福祉法人立川市社会福祉協議会第４次立川あいあいプラン21推進委員会設置要綱第5条に基づき、作業部会を設置。作業部会では、 あいあいプランの策定に関する調査及び検討を行いました。

	日　時	主な協議内容
1	平成26年 4月30日	・作業部会について
2	平成26年 6月27日	・計画の目標につい
3	平成26年 9月26日	・課題と方向性について
4	平成26年10月24日	・あいあいプランの体系について
5	平成26年11月14日	・「基本理念」「めざすまち」「目標」について
6	平成27年 1月23日	・あいあいプランの計画書について

３．地域懇談会

計画策定にあたり、住民の声をお聞きし、計画に反映させるために地域懇談会を開催しました。市内の 3 町で 2 回づつ行い、普段の生活の中で感じている課題を話し合い、解決に向けて共有する機会となりました。

【富士見町地区】

・第 1 回　平成 25 年 11 月 19 日　参加者：25 名

・第 2 回　平成 26 年 2 月 21 日　参加者：20 名

【幸町地区】

・第 1 回　平成 25 年 11 月 30 日　参加者 38 名

・第 2 回　平成 26 年 1 月 25 日　参加者 34 名

【錦町地区】

・第 1 回　平成 25 年 12 月 17 日　参加者 29 名

・第 2 回　平成 26 年 1 月 28 日　参加者 24 名

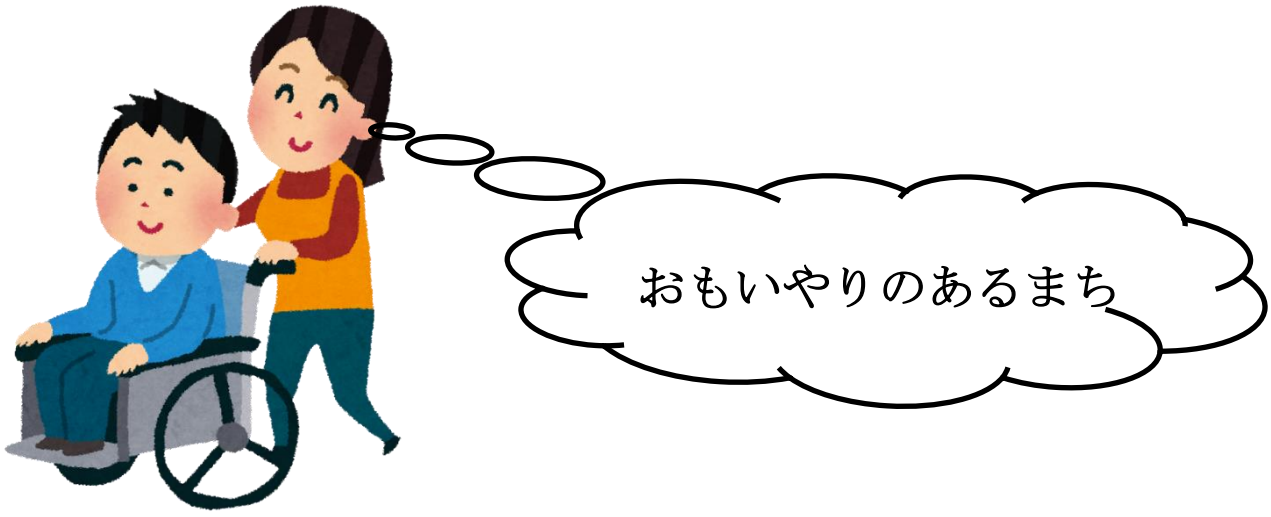

住みたいまち１００　（地域懇談会の声から）

第１回
富士見町地域懇談会
開催しました！

地域懇談会では、地域の課題を出し合い共有し、自分の住む町をより暮らしやすい町にするために何ができるのかを話し合い、計画に反映していきます。この懇談会は今回を含め、計2回実施します。

◆立川市社会福祉協議会とは

「誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち」を、地域の皆さまやボランティア・福祉団体・企業等の関係機関と協力し、ともに考え実現していく民間の社会福祉団体です。

◆あいあいプラン２１とは

地域の福祉課題（生活課題）を解決するために、住民をはじめ、行政、社協を含めた民間の福祉関係団体、地域のさまざまな団体が連携して、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進のための活動計画です。

◆第１回　富士見町地域懇談会の概要

日　時：平成25年11月19日(火)　19時～21時
場　所：滝ノ上会館
参加者：地域住民の方々　　25名
　　立川市社会福祉協議会・立川市職員　14名

◆当日のプログラム

○開会、あいさつ
○社会福祉協議会の説明
○あいあいプラン２１の説明
○「暮らしの中で感じること、困っていること、気になること」についての意見交換
○各グループからの発表
○まとめ、終了

グループワークでの意見交換

4つのグループに分かれて、意見交換を行いました。各グループで簡単に自己紹介を行った後、富士見町地域の「暮らしの中で感じること、困っていること、気になること」について、たくさんの意見を出し合いました。

1班

・ヘリコプターの音がうるさい
・ゴミ問題（分別、出し方）
・挨拶しても無視される
・お母さん同士で話ができる場所がない
・ペット問題(旅行の時の預かり、糞尿被害)
・信号のない交差点が多く危険
・自転車の交通ルール
・立川断層
・高齢者の独り暮らし
・地域リーダーの高齢化

2班

・子どもの居場所がない
・住民同士のつながりが少ない
・オートロックのマンションに訪問するときは不便
・個人情報、プライバシーの問題
・自治会の担い手不足
・防災対策
・ゴミ問題（分別、ゴミだし）
・坂で生活圏が分断される

意見交換の結果（主な意見）

3班

・高齢者の見守りをする人がいない
・一人暮らし高齢者の増加
・地域福祉コーディネーターがいない
・河原に野宿している人がいる
・坂の傾斜がきつい
・自治会の担い手不足(若手、女性)
・捨て猫が多い
・子育て中の母親の交流が少ない
・子どもが遊べる場所がない
・団地問題(高齢化、オートロック、災害)

4班

・住民の高齢化・少子化
・高齢者の孤独
・犬の散歩が難しくなっている高齢者がいる
・障害者の支援が必要
・近所づきあいが希薄
・退職後の行き場
・総合福祉センターが知られていない
・便利さの弊害（顔を合わせなくてもいい）
・自治会の加入率低下
・ボアンティアをする人が少ない

◆第２回　富士見町地域懇談会に向けて

今回の懇談会で出された地域の課題を共有し、その課題解決のために「どんな取り組みが必要か」、「どんなまちになるといいか」について意見交換を行います。

皆さまのご意見から、具体的な取り組みにつなげていけたらと思います。

※第1回目に参加していない方も、参加をしていただける内容です。

○次回日程

日　時：平成26年2月21日(金)　19時～21時
場　所：滝ノ上会館
申込み：不要　直接会場へお越しください。
問合せ：立川市社会福祉協議会　総務係(担当／小澤・飯塚・武田)
Tel:042 - 529 - 8300／FAX:042 - 529 - 8714
Mail:aiaics@whi.m-net.ne.jp

第２回
富士見町地域懇談会
開催しました！

地域懇談会では、地域の課題を出し合い共有し、自分の住む町をより暮らしやすい町にするために何ができるのかを話し合い、立川市社会福祉協議会が推進するあいあいプランに反映していきます。

◆あいあいプラン２１とは

地域の福祉課題（生活課題）を解決するために、住民をはじめ、行政、社協を含めた民間の福祉関係団体、地域のさまざまな団体が連携して、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。
（平成27年4月から平成31年3月までの計画）

◆計画ができるまで

プランの策定にあたっては、住民参加の地域懇談会や窓口に寄せられる相談などから、地域社会の課題を見定め、その課題を解決するためにどのような取り組みができるのかを市民や関係機関の方々で構成された策定委員会で話し合います。

＜スケジュール＞

3月	6月	9月	12月	3月	平成27年4月
地域社会の課題把握					
→	解決のための取組を検討				
→	→	新プラン策定			
→	→	→	→	→	新・プラン施行

◆第２回　富士見町地域懇談会の概要

日　時：平成26年2月21日(金)　19時～21時
場　所：滝ノ上会館
参加者：地域住民の方々　20名
　　立川市社会福祉協議会・立川市職員16名

◆当日のプログラム

○開会、あいさつ
○あいあいプラン21の説明
○第一回地域懇談会の振り返り
○今回の懇談会で出された地域の課題を共有し、その課題解決のために「どんな取り組みが必要か」について意見交換
○各グループからの発表
○まとめ、終了

グループワークでの意見交換（主な意見）

4グループに分かれて、意見交換を行いました。各グループで一回目の地域懇談会で上げられた課題に対する取組みとしてどんなことが考えられるか、意見を出し合いました。

○上げられた取組をその課題のテーマと誰を主体にして取り組んで行くのかを整理しました。

	個人	地域	行政
ゴミ	・分別に気を付ける	・ゴミだしで困っている人を地域でサポートする	・ゴミの出し方について、市報やマイテレビなどを用いて繰り返し広報をする
安心・安全防犯	・避難ルートの確認 ・備蓄をする	・防災学習会を開催する ・避難所訓練はイベントやゲームのように楽しそうにみえる工夫をする ・あいあいパトロールの活動を活発化させる	・避難訓練を学校だけではなく、学習館、児童館も含めて行う
子ども・若者の居場所	・昔遊びなどを教える	・放課後子ども教室に高齢者が関わる ・子育て広場のＰＲ ・異世代交流の出来る場をつくる	・若者が特技を披露する場をつくる
高齢者	・散歩や買い物に付き合う ・ゴミだしに困っている人がいたら手伝う ・自分から積極的にイベントなどに参加して、引きこもらないようにする	・認知症への理解促進 ・お茶飲みスペースやカフェをつくる ・支えあいサロンを増やす ・世代間で交流のできるイベントをつくる	・一人暮らし高齢者の人に、テレビ電話を支給する ・くるりんバスのルート見直し ・富士見町の坂上、坂下にエスカレーターを作る
地域のつながり・交流	・近所の人に挨拶をする ・相談できる人、機関をみつける ・積極的声かけや見守りをする	・交流の場をつくる ・民生委員と自治会との懇談会を開催する ・独居の方を見守るボランティア活動をする ・空き店舗の活用した居場所つくり	・学習館などをもっと気軽に利用できるようにする ・いつでも地域で集まれる場をつくる ・空き店舗活用の補助 ・小学校の空き教室を活用した居場所作り
自治会	・自治会加入への声かけを行う	・集会所を、会員以外にも活用してもらう ・子どもから大人まで参加できるイベントの開催 ・引っ越ししてきた人向けのイベントを開催	・自治会の役割を学校でも教える。

■地域懇談会へのご参加・ご協力ありがとうございました。

2回の地域懇談会には、合計45名の方々にご参加をしていただきました。

今後は、地域懇談会で出された意見を多様な視点で分析することが重要となってきます。出された課題が「すぐに対応が可能なのか」「十分な検討が必要なのか」、あるいは、行政、社協・ボランティア、地域など、「誰を主体にして対応していくのか」といった視点で整理することによって、解決に向けた手立てや方向性を考える材料とすることができます。

市民と共に職員一丸となり、立川をより暮らしやすいまちにするにはどうすればよいのか、議論を重ねながら平成27年4月の新・プラン施行へ向け、策定を進めてまいります。

第１回
幸町地域懇談会
開催しました！

地域懇談会では、地域の課題を出し合い共有し、自分の住む町をより暮らしやすい町にするために何ができるのかを話し合い、計画に反映していきます。この懇談会は今回を含め、計2回実施します

◆第１回　幸町地域懇談会の概要

日　時：平成25年11月30日(土)　10時～12時
場　所：幸学習館
参加者：地域住民の方々　38名
　　立川市社会福祉協議会・立川市職員　12名

◆当日のプログラム

○開会、あいさつ
○社会福祉協議会の説明
○あいあいプラン21の説明
○「暮らしの中で感じること、困っていること、気になること」についての意見交換
○各グループからの発表
○まとめ、終了

◆立川市社会福祉協議会とは

「誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち」を、地域の皆さまやボランティア・福祉団体・企業等の関係機関と協力し、ともに考え実現していく民間の社会福祉団体です。

◆あいあいプラン２１とは

地域の福祉課題（生活課題）を解決するために、住民をはじめ、行政、社協を含めた民間の福祉関係団体、地域のさまざまな団体が連携して、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。

グループワークでの意見交換（主な意見）

小学生から高校生を中心にした1グループと20歳以上方々の5グループに分かれて、意見交換を行いました。各グループで幸町地域の「暮らしの中で感じること、困っていること、気になること」について、たくさんの意見を出し合いました。

1班

- 自治会への加入率が低い
- 地域住民の高齢化
- 子育て中の親の居場所
- 隣近所の顔が見えない
- 団体が活動できる場所が少ない
- 夜道は暗い所も多い
- ゴミ分別の意識がまだ低い
- 商業施設ができることによる渋滞が心配

2班

- 楽しく歩けるような街になるといい
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターが知られていない
- ゴミ分別の変更による問題
- 地域での交流が難しい
- 自転車マナー
- サロンやボランティアを広める工夫

3班

- 他世代との交流の場があるといい
- ひとり暮らしの高齢者や子育て中の親の孤立
- 防災活動の必要性
- 遊び場が少ない
- 地域への参加の機会
- 引っ越したら近所に知り合いが居ない
- ペット対策の必要性

4班

- 自治会活動が大変
- 助け合い、人のつながりが少ない
- 権利意識、個人主義
- カフェや居酒屋が少ない
- 外国人出身者の交流の場
- ボランティアやサロンが広まっていない
- ゴミのポイ捨て
- 自転車マナー

5班

- 子どもがボール遊びをできる場所がない
- 中高生の集まる場がない
- 商店が無くなり夜道が暗い
- 新旧住民の交流が少ない
- 隣人に声かけづらく助け合えない
- 自治会行事の参加者が少ない
- 外国人や高齢者の孤立
- ちょっとしたボランティア

6班（小学生～高校生）

- 商店街を活性化してほしい
- ドラマやアニメ舞台のPR
- 被災地のこと
- 交通マナー
- 駐輪場が少ない
- 広い公園がほしい
- 夜暗い道が多くて怖い
- 「子どもを守る」店を増やす
- 学校の空き部屋を有効活用
- 年齢に関係なく交流したい

◆第２回　幸町地域懇談会に向けて

今回の懇談会で出された地域の課題を共有し、その課題解決のために「どんな取り組みが必要か」、「どんなまちになるといいか」について意見交換を行います。

皆さまのご意見から、具体的な取り組みにつなげていけたらと思います。

※第1回目に参加していない方も、参加をしていただける内容です。

○次回日程

日　時：平成26年1月25日(土)　10時～12時

場　所：幸学習館

申込み：不要　直接会場へお越しください。

問合せ：立川市社会福祉協議会　(担当／田中・柏﨑)

Tel:042 - 529 - 8323／FAX:042 - 548 - 1724

Mail:aiaivc@whi.m-net.ne.jp

第２回
幸町地域懇談会
開催しました！

地域懇談会では、地域の課題を出し合い共有し、自分の住む町をより暮らしやすい町にするために何ができるのかを話し合い、立川市社会福祉協議会が推進するあいあいプランに反映していきます。

◆あいあいプラン２１とは

地域の福祉課題（生活課題）を解決するために、住民をはじめ、行政、社協を含めた民間の福祉関係団体、地域のさまざまな団体が連携して、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。
（平成27年4月から平成31年3月までの計画）

◆計画ができるまで

プランの策定にあたっては、住民参加の地域懇談会や窓口に寄せられる相談などから、地域社会の課題を見定め、その課題を解決するためにどのような取り組みができるのかを市民や関係機関の方々で構成された策定委員会で話し合います。

＜スケジュール＞

3月	6月	9月	12月	3月	平成27年4月
地域社会の課題把握					
→	解決のための取組を検討				
→	→	新プラン策定			
→	→	→	→	→	新・プラン施行

◆第２回　幸町地域懇談会の概要

日　時：平成26年1月25日(土)　10時～12時
場　所：幸学習館
参加者：地域住民の方々　34名
　　立川市社会福祉協議会・立川市職員9名

◆当日のプログラム

○開会、あいさつ
○あいあいプラン21の説明
○第一回地域懇談会の振り返り
○今回の懇談会で出された地域の課題を共有し、その課題解決のために「どんな取り組みが必要か」について意見交換
○各グループからの発表
○まとめ、終了

グループワークでの意見交換（主な意見）

5グループに分かれて、意見交換を行いました。各グループで一回目の地域懇談会で上げられた課題に対する取組みとしてどんなことが考えられるか、意見を出し合いました。

○上げられた取組をその課題のテーマと誰を主体にして取り組んで行くのかを整理しました。

	個人	地域	行政
ゴミ	・分別をきちんとする	・みんなで清掃活動をする	・ゴミ袋の不足解消
安心・安全防犯	・電話に振り込め詐欺防止用機器の設置 ・自転車ルールを守る ・防災グッズの準備	・自転車の利用ルールの啓発 ・防災を考えるイベントを行う	・街中に安全ブザーを取り付ける ・自転車専用レーンの設置 ・駐輪場不足の解消
居場所	・自宅でのお茶のみ会の開催	・誰もが参加できるような場を作る ・場所を提供してくれる人を探す ・子育てのストレス解消の機会をつくる	・ボール遊びができるグランドなどの場所を作る ・公共施設を誰でも使えるようにする ・学校の空き教室の開放
子ども・若者の居場所	・クラブに参加したり、趣味をみつける	・中高生の遊び場つくり ・安心して遊べるような見守り活動を行う	・魅力を感じられる公園つくり ・球技のできる公園
地域のつながり・交流	・近所の人に挨拶をする ・おせっかいをする ・一人で生活していそうな方を気にかけるようにする。 ・助けてと言える相手をみつける	・人に頼りやすいような情報発信をする ・高齢者、子ども、病人を見守る習慣や見守りたい結成する	・地域福祉コーディネーターの増配置 ・学校教育で、障害や認知症についてなど、学ぶ機会をつくる
自治会	・商店、事業をやっている人も加入する	・役員になりたくなる工夫を考える	・加入方法を、よりわかりやすく発信する
情報	・情報を掴む力をつける ・地域活動に参加するよう声かけをする ・情報を他人に伝える	・相談機関の周知 ・相談機関が講師となる出前講座の開催 ・まち毎の情報誌を発行	・対象に合わせた情報を発信 ・市のホームページに、地域ごとの情報を掲載。

※その他、社会福祉協議会のサロン事業のPRが必要という意見も頂きました。

■地域懇談会へのご参加・ご協力ありがとうございました。

2回の地域懇談会には、合計72名の方々にご参加をしていただきました。

今後は、地域懇談会で出された意見を多様な視点で分析することが重要となってきます。出された課題が「すぐに対応が可能なのか」「十分な検討が必要なのか」、あるいは、行政、社協・ボランティア、地域など、「誰を主体にして対応していくのか」といった視点で整理することによって、解決に向けた手立てや方向性を考える材料とすることができます。

市民と共に職員一丸となり、立川をより暮らしやすいまちにするにはどうすればよいのか、議論を重ねながら平成27年4月の新・プラン施行へ向け、策定を進めてまいります。

第１回
錦町地域懇談会
開催しました！

地域懇談会では、地域の課題を出し合い共有し、自分の住む町をより暮らしやすい町にするために何ができるのかを話し合い、計画に反映していきます。この懇談会は今回を含め、計2回実施します。

◆立川市社会福祉協議会とは

「誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち」を、地域の皆さまやボランティア・福祉団体・企業等の関係機関と協力し、ともに考え実現していく民間の社会福祉団体です。

◆あいあいプラン２１とは

地域の福祉課題（生活課題）を解決するために、住民をはじめ、行政、社協を含めた民間の福祉関係団体、地域のさまざまな団体が連携して、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進のための活動計画です。

◆第１回　錦町地域懇談会の概要

日　時：平成25年12月17日(火)　19時～21時
場　所：子ども未来センター
参加者：地域住民の方々29名
　　立川市社会福祉協議会・立川市職員12名

◆当日のプログラム

○開会、あいさつ
○社会福祉協議会の説明
○あいあいプラン２１の説明
○「暮らしの中で感じること、困っていること、気になること」についての意見交換
○各グループからの発表
○まとめ、終了

グループワークでの意見交換

5つのグループに分かれて、意見交換を行いました。各グループで簡単に自己紹介を行った後、錦町地域の「暮らしの中で感じること、困っていること、気になること」について、たくさんの意見を出し合いました。

意見交換の結果（主な意見）

1班
子ども達との交流の場が少ない、飼い犬や猫のマナーが悪い、ゴミ捨てマナーが悪い、自転車での交通ルールが悪い、高齢者問題（買い物、独居、災害時)、駅周辺は夜中や明け方に問題が多い、客引きが多い、根川沿いは夜は暗くて危ない、新しい住民が自治会に参加しない

2班
高齢者問題（通院、その他外出、生活)、スーパーが無くなり困っている、ゴミの分別方法が分からない、自治会の担い手不足、たばこやゴミのポイ捨てが多い、駅周辺の治安、多世代交流できる場がない、坂下の交通の便が悪い

3班
小さい公園が多い、子育て世代の集まる場がない、高齢者の孤立化、駐車場が少ない、渋滞が多い、自転車問題（停め方、危険運転)、自治会を辞める人が多い、ゴミだしルールを守らない、防災意識の低さ、情報が届かない、日常的なふれあいが希薄

4班
ホームレスが多く見られる、子どもが外で遊べる環境じゃない、ゴミ問題（ポイ捨て、捨て方)、歩道が狭くて歩きづらい、バスが少ない、子ども未来センターの活用方法（勉強、居場所)、マンション暮らし等の新しい住民と接点がない

5班
駅前の治安の悪さ（歩きタバコ、客引き)、育児グループが少ない、公園で子どもが遊べない（ボール遊びの禁止やホームレスにより)、ゴミ問題（出し方、独居高齢者)、マンション住民が自治会や子ども会に参加しない、スーパーや金融機関が少ない、ペットマナーが悪い

◆第２回　錦町地域懇談会に向けて

今回の懇談会で出された地域の課題を共有し、その課題解決のために「どんな取り組みが必要か」、「どんなまちになるといいか」について意見交換を行います。

皆さまのご意見から、具体的な取り組みにつなげていけたらと思います。

※第1回目に参加していない方も、参加をしていただける内容です。

○次回日程

日　時：平成26年1月28日(火)　19時～21時

場　所：子ども未来センター

申込み：不要　直接会場へお越しください。

問合せ：立川市社会福祉協議会　総務係(担当／丸山・杉本)
Tel:042 - 529 - 8323／FAX:042 - 528 - 1724
Mail:aiaics@whi.m-net.ne.jp

第２回
錦町地域懇談会
開催しました！

地域懇談会では、地域の課題を出し合い共有し、自分の住む町をより暮らしやすい町にするために何ができるのかを話し合い、立川市社会福祉協議会が推進するあいあいプランに反映していきます。

◆あいあいプラン２１とは

地域の福祉課題（生活課題）を解決するために、住民をはじめ、行政、社協を含めた民間の福祉関係団体、地域のさまざまな団体が連携して、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。
（平成27年4月から平成31年3月までの計画）

◆計画ができるまで

プランの策定にあたっては、住民参加の地域懇談会や窓口に寄せられる相談などから、地域社会の課題を見定め、その課題を解決するためにどのような取り組みができるのかを市民や関係機関の方々で構成された策定委員会で話し合います。

<スケジュール>

3月	6月	9月	12月	3月	平成27年4月
地域社会の課題把握					
→	解決のための取組を検討				
→	→	新プラン策定			
→	→	→	→	→	新・プラン施行

◆第２回　錦町地域懇談会の概要

日　時：平成26年1月28日(火)　19時～21時
場　所：子ども未来センター
参加者：地域住民の方々　24名
　　立川市社会福祉協議会・立川市職員13名

◆当日のプログラム

○開会、あいさつ
○あいあいプラン21の説明
○第一回地域懇談会の振り返り
○今回の懇談会で出された地域の課題を共有し、その課題解決のために「どんな取り組みが必要か」について意見交換
○各グループからの発表
○まとめ、終了

グループワークでの意見交換（主な意見）

5グループに分かれて、意見交換を行いました。各グループで一回目の地域懇談会で上げられた課題に対する取組みとしてどんなことが考えられるか、意見を出し合いました。

○上げられた取組をその課題のテーマと誰を主体にして取り組んで行くのかを整理しました。

	個人	地域	行政
衛生	・マナーに気を付ける ・携帯灰皿の購入に努める ・自分のゴミだしついでに掃除を行う。	・ペット購入世帯向けにマナー講座を実施する。 ・高齢者のゴミだし見守り及び手伝い ・ゴミ拾いのイベント実施	・まちを綺麗にしている自治会に特典を付ける。 ・各衛生のマナー講座の実施 ・灰皿設置場所の再検討及び追加 ・タバコに関する規制を強化 ・ゴミ袋の改良・増刷 ・ゴミだしルールのＰＲ強化
安心・安全防犯	・日常の挨拶で不審者を減少させる。	・見守り団体を結成し、パトロールを行う。 ・大人も参加できる自転車教室の実施。	・ホームレス支援 ・店舗指導の強化 ・パトロールの強化
地域の居場所・交流	・個人で参加している会で広報する。 ・ネットを使用して広報する。	・高齢・若者・子育てそれぞれの世代ごとに寄り集まる機会をつくる。 ・多世代が交流できる場所づくり ・既存のイベントにおまけを作る。 ・イベント名を工夫する。 ・男性の地域参加を促す。 ・障害のある方への理解を深める機会を設ける。	・イベントづくり ・遊び場の配備 ・活用しやすい工夫をする ・地域拠点づくり ・「あいさつしよう」運動の実施
自治会	・商店、事業をやっている人も加入する。 ・ネットを使用して広報する。 ・マンション住人への自治会勧誘	・若者参加の工夫を考える ・防災組織化 ・きずなカードのＰＲ ・役員のポイント制導入 ・説明会の実施	・地域の拠点づくり ・マンション組合の組織化 ・自治会加入制度の見直し ・最低限のルールを学校と共有する。
災害	・隣人を知る。	・防災検定を実施し、商品を用意する。 ・地域密着型の避難マニュアルをつくる	・災害弱者への支援体制強化 ・災害弱者名簿の提供

■地域懇談会へのご参加・ご協力ありがとうございました。

2回の地域懇談会には、合計53名の方々にご参加をしていただきました。

今後は、地域懇談会で出された意見を多様な視点で分析することが重要となってきます。出された課題が「すぐに対応が可能なのか」「十分な検討が必要なのか」、あるいは、行政、社協・ボランティア、地域など、「誰を主体にして対応していくのか」といった視点で整理することによって、解決に向けた手立てや方向性を考える材料とすることができます。

市民と共に職員一丸となり、立川をより暮らしやすいまちにするにはどうすればよいのか、議論を重ねながら平成27年4月の新・プラン施行へ向け、策定を進めてまいります。

住みたいまち100（地域懇談会の声から）

【富士見町】

1 気持ちの良い笑顔で挨拶するまち
2 相談できる場所があるまち
3 名物があるまち
4 子どもからお年寄りまで参加できるイベントがあるまち
5 放課後子ども教室に高齢者が関わるまち
6 若い人たちがパフォーマンスをする場があるまち
7 お年寄りが気軽に出かけられるまち
8 ゴミ出しを周りの人が手助けしてくれるまち
9 認知症サポーターの多いまち
10 往診医が充実しているまち
11 声のかけあえるまち
12 公共交通機関（くるりんバス）が充実しているまち
13 災害時の話し合いができているまち
14 散歩のとき、挨拶をしあうまち
15 お茶のみ場やカフェなどの居場所があるまち
16 草むしりや雪かきなどを地域で助けあうまち
17 街灯があり明るいまち
18 吸殻の落ちていないまち
19 みんなで飲みに行けるまち
20 ペットのマナーがよいまち
21 交通マナーがよいまち
22 災害時の備えができているまち
23 若い人がまちづくりに参加するまち
24 要援護者の見守りができているまち
25 子どもがたくさんいるまち
26 自治会加入率が高いまち
27 悪質商法がないまち
28 地域福祉コーディネーターが配置されているまち
29 近くに病院があるまち
30 自治会イベントに多くの若者が参加するまち
31 世代間交流ができているまち
32 いじめのないまち
33 子どもの遊べる場がたくさんあるまち
34 認知症高齢者でも住み続けられるまち
35 思いやりのあるまち
36 ボランティア活動をする人がたくさんいるまち
37 商店街が活性化しているまち
38 定年退職後、地域で活動できるまち

【錦町】

39 子どもがおもいっきり遊べるまち
40 公園で子どもが遊べるまち
41 親子の憩いの場があるまち
42 若者との交流があるまち
43 世代間交流ができるまち
44 子育て中の親が気軽に集まれるまち
45 育児不安を相談できるまち
46 寄り集まる場所があるまち
47 マナーのよいまち
48 交通ルールを守るまち
49 治安のよいまち
50 商店街がにぎわっているまち
51 買い物に困らないまち
52 高齢者が外に出ても安全なまち
53 認知症高齢者を助け合えるまち
54 孤食のないまち
55 障害児、障害者に理解のあるまち

56 高齢者の活躍の場があるまち
57 退職後の夫（定年退職者）が活躍できるまち
58 楽しいイベントがあるまち
59 近所付き合いのあるまち
60 地域の行事で協力しあえるまち
61 自治会加入者が多いまち
62 地域活動のなり手がたくさんいるまち
63 防災に対する意識が高いまち
64 ボランティア情報が集められるまち
65 行事やイベントの情報源が統一されているまち
66 日常のふれあいがあるまち
67 あいさつがあるまち
68 気軽なコミュニティがあるまち
69 昔からの住民と新しい住民の交流があるまち
70 マンションに住む人も自治会に関われるまち
71 人とつながるきっかけがあるまち

【幸町】

72 誰もが参加できる場があるまち
73 地域活動に参加するきっかけのあるまち
74 外国人も地域活動に参加できるまち
75 住民同士が頼りあえるまち
76 近所でお茶のみ会ができるまち
77 サロンが増え、近隣の情報共有のできるまち
78 「おはようございます」「こんにちは」の一声が行き交うまち
79 隣近所が顔見知りなるような楽しい企画が行われるまち
80 地域のお祭りに住民の多くが関わっているまち
81 地域の商店と一緒に地域活性ができるまち
82 自分たちの住んでいるまちを誇りにしているまち
83 助けてと言える人がいるまち
84 相談機関が周知されているまち
85 まちの情報が住民に伝わるしくみのあるまち
86 必要な情報が必要な人に届くまち
87 子育てがしやすいまち
88 中高生の遊び場があるまち
89 遊べる場所がどこにあるか分かる地図があるまち
90 高校生が集える場があるまち
91 地域で安心して遊べるまち
92 夜道が危なくないまち
93 高齢者や子ども、病人を見守る習慣があるまち
94 1人暮らしの高齢者を気にかけているまち
95 多世代の交流があるまち
96 学校と地域が交流できる場のあるまち
97 小中学生が学校で障害や認知症などについて学ぶ機会のあるまち
98 防災への備えが個々人でされているまち
99 各家庭で災害時について話し合いをしているまち
100 災害時に備えた準備ができているまち
101 ゴミの分別が守られているまち
102 自転車ルールやマナーが守られているまち
103 ゆずりあいのできるまち
104 学びあえるまち
105 自治会活動が活発なまち
106 自治会加入のメリットを感じられるまち
107 自治会への加入がしやすいまち
108 自治会単位で減災への取組みがされているまち

４．地域福祉ウォッチャー調査

地域福祉に関係の深い活動に携わり、地域の実情に詳しい方を「地域福祉ウォッチャー」としてお願いし、日頃から見守っていただいている地域の現状をそれぞれの観点からご判断いただくことで地域福祉の動向を把握することを目的とした調査です。

① 調査実施の概要

対象地域	・富士見町・柴崎町地域（1地区） ・錦町・羽衣町地域（2地区） ・上砂町・一番町・西砂町地域（6地区）
調査対象	・民生委員・児童委員　・自治会　・老人クラブ ・見守りネット協力員　・学習館運営協議会委員 ・地域包括支援センター職員　・支えあいサロン ・小中学校教員
対象者数	169人
回収結果	・回答数　124件 ・回答率　73.4%
調査基準日	平成25年10月1日（10月31日締切）
調査の内容	・住みやすさの現状 ・住みやすさの変化の方向性 ・地域のつながりの状況 ・つながる活動や機会 ・支えあう場、支える人材の状況

②調査結果

指数の説明

5段階の選択肢に以下の点数を与え、これらに各回答区分の構成比(%)を乗じて、指数を算出しています。

○住みやすい・良くなっている・充実している　・・・ 1
○やや住みやすい・やや良くなっている・やや充実している　・・・ 0.75
○どちらとも言えない・変わらない　・・・ 0.5
○やや住みにくい・やや悪くなっている・やや後退している　・・・ 0.25
○住みにくい・悪くなっている・後退している　・・・ 0

指数は50を基準とします。50であれば変化が横ばいである事を示し、50を上回れば「良くなっている」、下回れば「悪くなっている」と判断されている事を示します。

結果概要

●全ての地区において、どの設問も指数は50を超えており、現在の地域の状況に対しては「住み良い」、さまざまな状況の変化の方向性としては「良くなっている」「充実している」と判断されている。

●各地区を比較した場合、Q2「現在の住みやすさ」については1地区と2地区、Q3「住みやすさの変化の方向性」Q6「つながりの状況」Q8「活動の機会」Q10「支えあう場、支える人材」については6地区が上回っている。

●指数を経年比較した場合、若干の変動はあるが、大きな増減はなくおおむね前年度と同じ傾向を示しているといえる。

※2地区は25年度からの調査のため、経年比較は参考値

平成25年度度調査結果

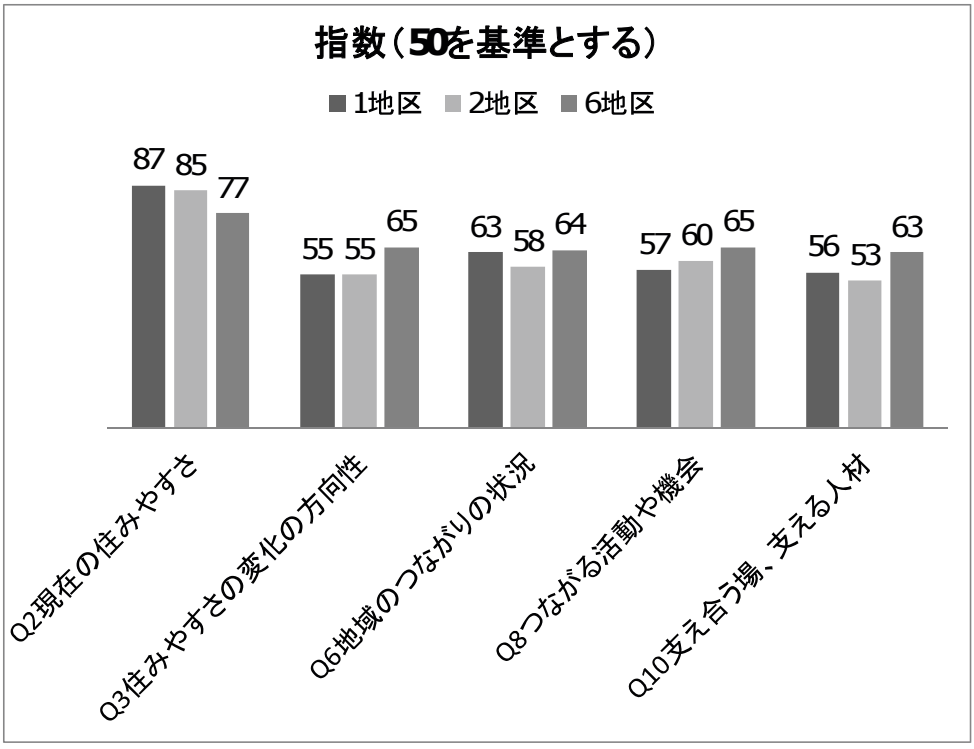

経年比較　※2地区調査は25年度から

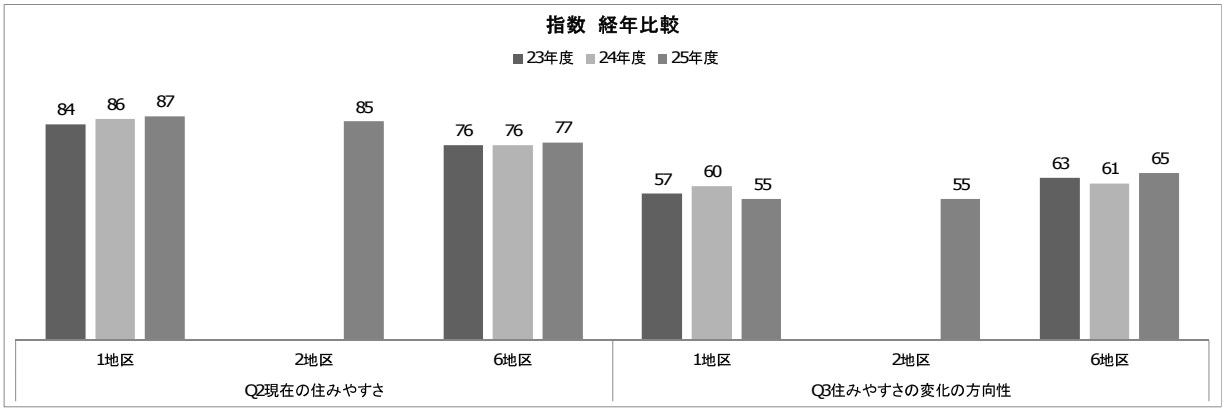

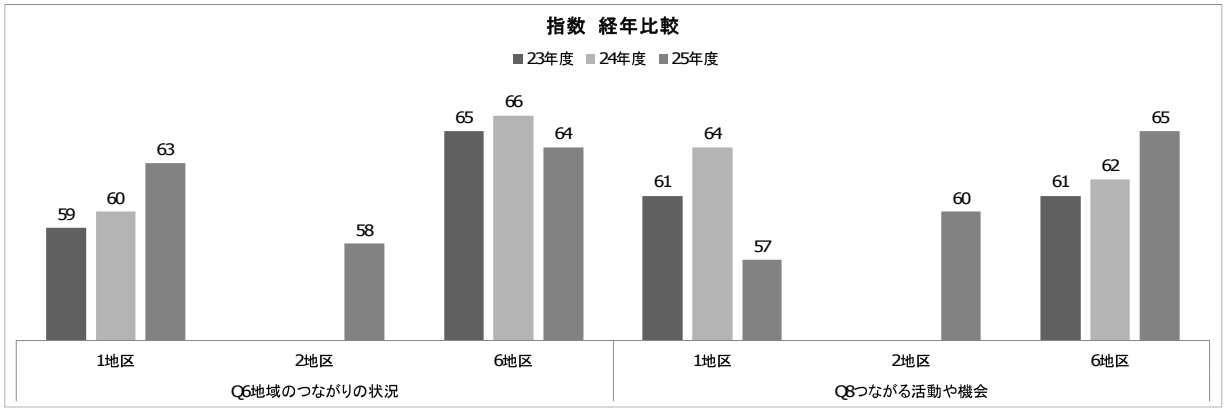

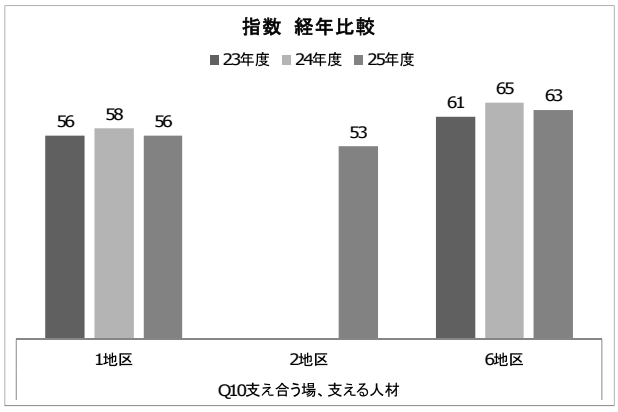

５．パブリックコメント（意見公募）

広く市民の皆様のご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、ご意見をいただきました。(期　間：平成 27 年 2 月 12 日から平成 27 年 2 月 23 日)。このご意見は、策定委員会で報告し、個別プランなどに反映させていただきました。本計画で反映しきれなかったご意見については、今後の計画推進にあたり、参考にしながら進めさせていただきます。ご協力いただき、ありがとうございました。

今後も意見を気軽に届けられる立川社協を目指して計画を推進していきます。

■寄せられたコメント

(1)市民活動計画の策定にあたり、参考とさせていただいたご意見

①つながりのあるまち

・地域における様々な活動を通じて、市民がつながって行けると良い。社協のサポートにより実施されている地域懇談会の様な会が、立川市内に広げて行く。地域のイベントやボランティア活動を通じてつながる。

・乳幼児の親御さんが集まれる場がたくさんあり、彼女ら(彼ら)が互いに語り合える場や親達へのサポートが必要。

・気軽に集まれるコミュニティが必要。

・地域福祉コーディネーターの配置は賛成です。多くの成果が出ています。生活圏域すべてに配置されることで、一層の成果が期待されます。

・つながりあい、ささえあいという支援でパパ同士の交流の場、ゆるやかなつながりの場があると嬉しいです。それは「子育て支援」「虐待防止」「インフォーマルな社会資源づくり」など多くの事業にもつながっていくはずです。

・ゆるやかなサークル活動をやってますが社会福祉協議会としても積極的に推進いただければ嬉しいです。

・ボランティア団体の横のつながりを推進する連絡会が必要。団体が連携し、お互いに支援・協力する事により、個々の団体の活動・つながりが強化される。

②高齢者が暮らしやすいまち

・一人暮らしの市民が、在宅で安心して最期を迎えられる街にする。

・在宅ケアを推進していらっしゃる医師やボランティアの活動を支援・推進する。

・成年後見人の育成と、後見人を監督するシステムを確立する。

・街を歩いていてほっとするスペースが欲しい。

③共生するまち

・外国出身の方々との共生。障害のある方々との共生。動物達との共生。

④災害時に市民が協力し合うまち

・災害時に備え、頻繁に訓練・啓蒙を行う。

・必要な物のリスト配布。避難経路・避難場所をこれまで以上に知らしめる。
・ペットの避難についての講座を行う。

⑤市民一人ひとりの力を活用することにフォーカスしたまち

・社会福祉協議会が市民をサポートする計画が中心になっていると感じた。例えば、共生社会推進の中で、団体だけとの協働だけでなく、市民一人ひとりが持つ専門分野を発掘し、共有する形で活用するなどの具体的計画を盛り込むと、目標の実現に近づく。
・身近な小さくも大きな課題の解決をローカルで解決できれば、地域力の向上につながっていくものと考えられます。

⑥その他

・4 つの目標、それに関連付けられるプランは、目標同士、プラン同士に相互作用があるものと思います。その点を 15 ページなどの図に反映すると良い。
・【新規】事業は 3 つ、そのうち生活困窮者は国の新規方針なので立川市社会福祉協議会としては実質的に 2 つと理解しました。今後も積極的に新規のとりくみを打ち出していただけることを期待します。

⑵ハード面の整備に関することなど、市民活動計画への反映が難しいご意見

・大分県別府市で成功した、究極の一村一品運動である国際都市を目指した「立命館太平洋大学」の立川版を提案します。東京都の中の国際都市立川の誕生を期待します。
・新柴崎学習館の駐車場は 5 台分しかないため、ボランティアに車で行く事が出来なくなってしまった。又、RISURU ホールに関しても、駐車場が不足している。
・立川市独自の自転車走行のルールを作り、危険な状況を無くして頂きたい。
・助成金による既存の映画館とのコラボ、あるいはミニ映画館を創り、良質な映画をコンスタントに上映する場があると良い。例えば、渋谷のシアター・イメージフォーラムやル・シネマ、逗子市にあるシネマ・アミーゴの様な民家を利用してのミニ映画館設立も良い。
・都心まで出向かなくとも、多摩地域における中心地として本格的な美術館・劇場を楽しめる街になって欲しい。

６．社協職員研修

職員が業務を通して感じている福祉の課題や制度の谷間にある個別課題を共有し、地域のあらゆる課題を受け止め、どうすれば市民と共に解決につなげていくことができるのか検討を行い、個別のプランの策定に反映させました。

	日　時	主な協議内容
1	平成 26 年 6 月 20 日	・現在の立川社協の状況について
2	平成 26 年 8 月 30 日	・立川社協の今後の 5 年間に向けて

事務局での検討から、主な取組みをまとめました。

現状･課題と方向性

〈現状・課題〉	〈方向性〉
○社会的な孤立の増加 高齢者の単身世帯に限らず、社会的に孤立している事例が増えている。	**○地域での居場所づくりや見守り活動等の充実** 支えあいサロンや見守り活動等の住民活動を促進する。
○地域コミュニティの変容 自治会加入率の減少、近隣との付き合いなどが減少している。	**○地域コミュニティの再構築** 地域福祉コーディネーターを全地区に配置し、地域のつながりづくりを促進する。
○介護保険の改正に伴う、社会資源の基盤整備 地域を主体とした支援の充実が求められている。	**○高齢者を地域で支える仕組みの構築** 関係機関やＮＰＯ等と連携した包括的なケアシステムと、住民活動により支える仕組みの構築。

○要介護者・認知症高齢等者の増加

立川市でも、高齢化が進行している。

・老年人口 39,691 人（22.27%）

・一人暮らし高齢者 7,012 人

○介護者への支援と権利擁護の充実

要介護者等を支える介護者への支援や、権利擁護を充実させていく。

○障害者の地域生活支援

地域生活を営むために、ライフステージに合わせた支援や就労の支援が求められている。

○地域生活を支える支援の充実

障害者の地域生活を支援するための、就労支援や相談事業の充実を図る。

○貧困の拡大と生活保護世帯の増加

貧困の連鎖を防ぐために生活困窮者自立支援法が制定された。

○生活困窮世帯への支援の充実

生活困窮者世帯の生活課題を解決するために、地域での支援を充実させていく。

○自然災害の増加

大震災の発生確率が高まっています。気候変動による自然災害も頻発している。

○災害対策を通じた地域づくり

災害に強い地域のつながりの構築や、災害ボランティアセンターを核としたネットワークをつくる。

Ⅴ. 資料編

１．立川市の人口構造等

＜ポイント＞
●今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。
●高齢者（65歳以上）のうち、５人に１人が一人暮らしです。
●認知症の高齢者は、高齢者人口に比例して増えています。
●高齢者だけでなく、障害者、ひとり親世帯、生活保護世帯、外国人などさまざまな支援を必要とする方が地域社会で暮らしています。

① 立川市の人口

立川市の人口は増加を続けていましたが、平成２２（２０１０）年ごろから人口増加が鈍化し、平成２７（２０１５）年から平成３２（２０２０）年にかけて微減に転じ、以降減少が続く見込みです。また、年齢階層別に人口推移を見ると１４ 歳以下の人口は減少傾向、６５ 歳以上は増加傾向となっています。

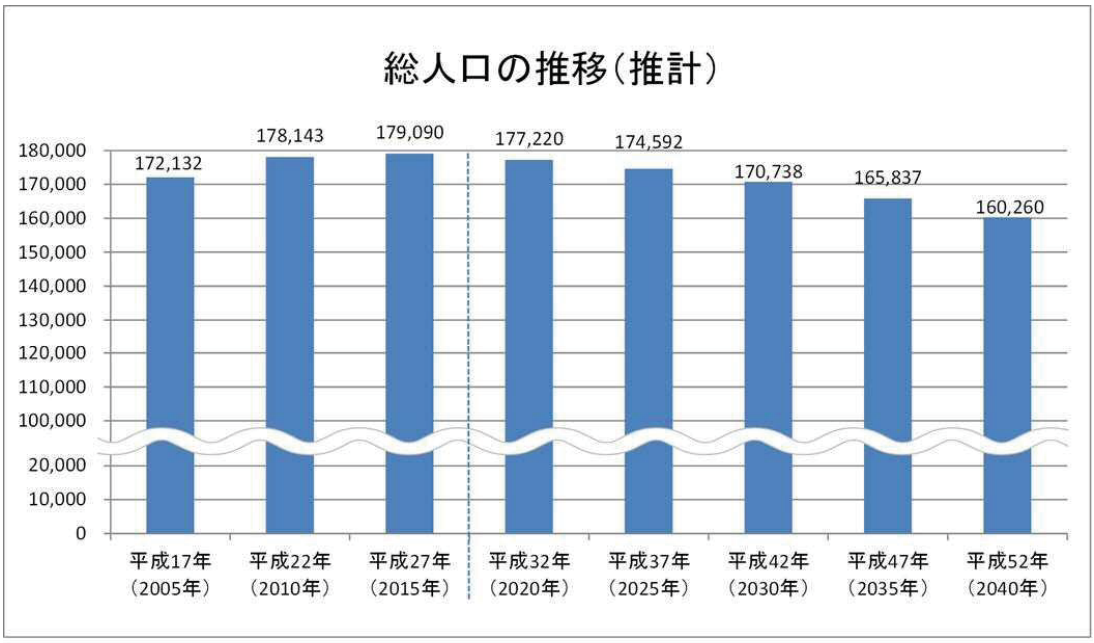

資料：平成17年～平成27年　住民基本台帳登録数（外国人登録数含む）
平成32年～平成52年　第4次長期総合計画のための将来人口調査報告書
※各年1月1日現在

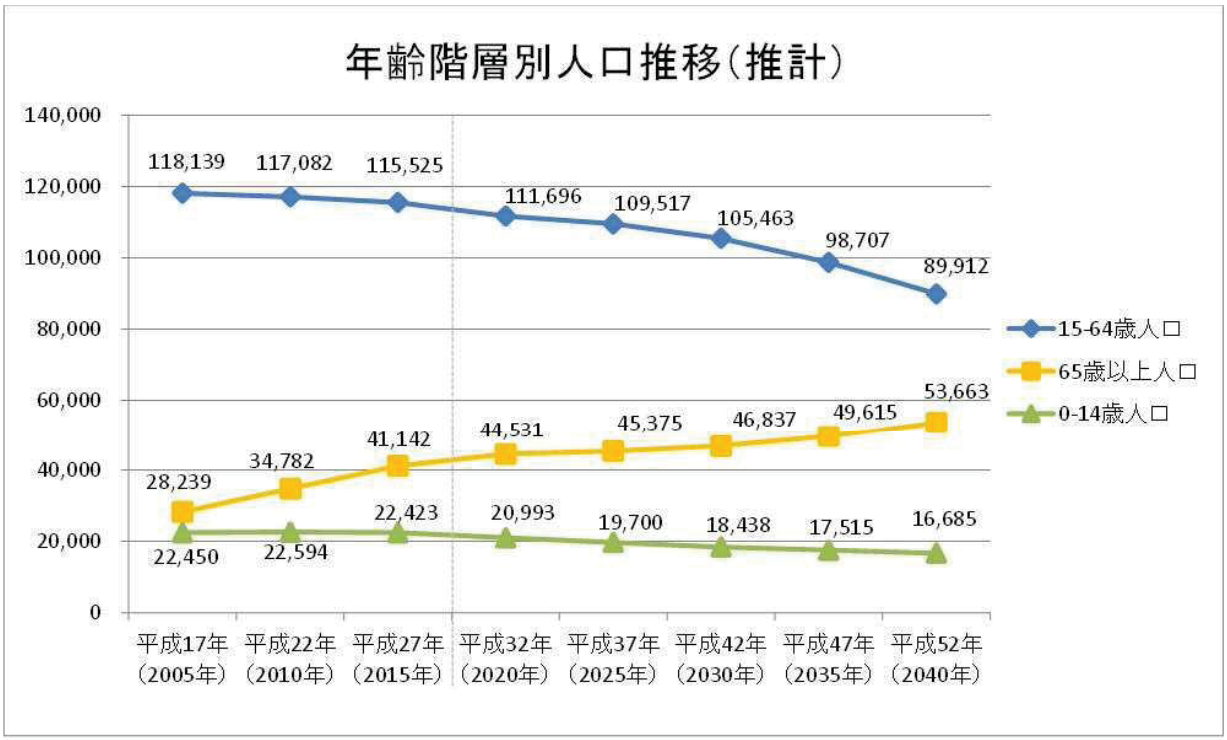

資料: 平成17年～平成27年 住民基本台帳登録数
平成32年～平成52年 第4次長期総合計画のための将来人口調査報告書
※各年1月1日現在
※外国人を含む(ただし、平成17年、平成22年は日本人のみ)

② 地域包括支援センターの生活圏域でみる人口と世帯数

立川市の地域包括支援センターは担当町別に6つの生活圏域を設けています。
1世帯当たりの人数は北部が多く、中部、南部が少ない傾向があります。

	南部西 (富士見・柴崎)		南部東 (錦・羽衣)		中部 (高松・曙・緑)		北部東 (栄・若葉)		北部中 (幸・柏・砂川・泉)		北部西 (上砂・一番・西砂)		外国人(注)			
年	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	総世帯数	総人口
平成23年	14,244	29,354	13,437	25,613	12,697	23,184	11,294	25,244	17,265	39,484	13,630	32,041	1,575	3,622	84,142	178,542
平成24年	14,263	29,210	13,416	25,337	12,756	23,208	11,350	25,291	17,568	39,973	13,739	32,169	1,503	3,504	84,595	178,692
平成25年	14,530	29,703	13,797	26,011	13,152	23,860	11,475	25,565	17,822	40,356	14,065	32,912	(1,326)	(3,294)	84,841	178,407
平成26年	14,614	29,678	13,840	26,006	13,113	23,642	11,506	25,493	17,881	40,361	14,194	33,014	(1,268)	(3,197)	85,148	178,194
平成27年	14,689	29,711	14,043	26,240	13,148	23,545	11,603	25,430	18,027	40,396	14,652	33,768	(1,321)	(3,298)	86,162	179,090
世帯当たりの人数		2.02		1.87		1.79		2.19		2.24		2.30		2.50		2.08

(注)住民基本台帳法改正により、平成24年以前は外数、平成25年以降は内数
資料:住民基本台帳および外国人登録 各年1月1日現在

③ 昼間人口と夜間人口

立川市の昼間人口は、平成2（1990）年では昼間人口と夜間人口の差が約13,000人でしたが、平成22（2010）年には差が約24,000人になり、他地域からの通勤・通学者数が大幅に増加している状況です。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
昼間	164,788	175,523	182,157	193,465	203,252
夜間	151,434	157,506	163,987	172,563	179,668
差	13,354	18,017	18,170	20,902	23,584

資料：国勢調査

④ 単身世帯・核家族世帯

平成２２（２０１０）年国勢調査における立川市の単身世帯数は３１,０９６ 世帯、市内全世帯数のうち３８.４８％が単身世帯です。核家族世帯、単身世帯ともに増加傾向です。単身の高齢者世帯は ７,５４５ 世帯で、平成 １７（２００５）年から平成２２（２０１０）年の間に９００ 世帯増加しています。

	総世帯数	核家族世帯	単身世帯	うち単身の高齢者世帯	核家族の割合	単身の割合	うち単身の高齢者世帯の割合	その他の世帯の割合
平成17年	74,648	42,166	27,682	6,645	56.49%	37.08%	8.90%	6.43%
平成22年	80,805	44,942	31,096	7,545	55.62%	38.48%	9.34%	5.90%
差	6,157	2,776	3,414	900	-0.87%	1.40%	0.44%	-0.53%

資料：国勢調査

⑤ 高齢化率

平成２７（２０１５）年１月１日現在の６５ 歳以上の高齢化率（６５ 歳以上の人口比率）は２３.０％で、７５ 歳以上の人口比率１０.５％となっています。

平成 １７（２００５）年と平成 ２７（２０１５）年の割合を比較すると、６５ 歳以上は約１.４ 倍、７５ 歳以上については約１.６ 倍に増加しています。

資料：　平成17年～平成27年　住民基本台帳登録数
平成32年以降　年次別推計結果（企画政策課）
※各年1月1日現在
※外国人含む（ただし、平成17年、平成22年は日本人のみ）

⑥ 一人暮らし高齢者

平成２２（２０１０）年の国勢調査によると、単身世帯数のうち一人暮らし高齢者世帯は７,５４５ 世帯であり、老年人口に占める割合は１９.７８％と、６５ 歳以上の５人に１人が一人暮らしです。

	総人口	65歳以上人口	一人暮らし高齢者世帯	比率	単身世帯	比率
平成12年	162,549	23,603	4,450	18.85%	24,483	15.06%
平成17年	172,566	30,918	6,645	21.49%	27,682	16.04%
平成22年	179,668	38,153	7,545	19.78%	31,096	17.31%

資料：国勢調査

⑦ 要介護認定者数

要介護の認定を受けている方の数は年々増加しています。７５歳以上では出現率が約３割と大幅に高くなります。

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
65歳以上人口		33,203	34,559	35,441	36,157	37,889	39,415
	65歳から74歳	19,338	19,944	20,015	19,852	20,763	21,667
	75歳以上	13,865	14,615	15,426	16,305	17,126	17,748
要介護認定者数		4,743	5,054	5,465	5,837	6,278	6,758
	65歳から74歳	863	905	965	1,019	1,039	1,186
	75歳以上	3,880	4,149	4,500	4,818	5,239	5,572
要介護認定出現率		14.28%	14.62%	15.42%	16.14%	16.57%	17.15%
	65歳から74歳	4.46%	4.54%	4.82%	5.13%	5.00%	5.47%
	75歳以上	27.98%	28.39%	29.17%	29.55%	30.59%	31.40%

※　人口は各年10月1日現在。要介護認定者数は、第1号被保険者の各年度9月末現在

⑧ 認知症高齢者

市内の在宅要介護認定者のうち認知症高齢者は ２,３４５ 人と高齢者人口の約６％です。

	総人口	高齢者人口	65～74歳	75歳以上	要介護認定者数	出現率	認知症高齢者数	出現率
平成17年	168,828	28,239	17,040	11,199	3,717	13.16%	1,619	5.73%
平成20年	173,619	33,203	19,338	13,865	4,327	13.03%	2,274	6.85%
平成26年	178,209	40,105	21,963	18,142	6,577	16.40%	2,345	5.85%

※　人口は住民基本台帳人口(平成17年1月1日現在/平成20年10月1日現在/平成26年4月1日現在)
※　要介護認定者数は介護保険施設入所者を除く
（平成17年1月1日現在/平成20年9月末現在/平成26年4月1日現在）
※　認知症高齢者数は認知症自立度Ⅱb以上で介護保険施設入所者を除く
（住民票が特養・老健・介護療養型病床のみ除外）
（平成17年5月28日現在/平成20年9月末現在/平成26年4月1日現在）

⑨ 障害者数

障害者数を人口当たりの人数で比較すると、立川市の身体障害者数は２９５ 人/千人で、東京都の３６２ 人/千人や全国の４１３ 人/千人よりも少なくなっています。

一方、知的障害者数は６８ 人/千人で、東京都の５９ 人/千人より多なっています。また、精神障害者数は、８３ 人/千人で、東京都の６０ 人/千人や全国の５９ 人/千人より多くなっています。

	人 口（注1）	身体障害者（注2）		知的障害者（注2）		精神障害者（注2）	
		人 数	人／千人	人 数	人／千人	人 数	人／千人
立川市	178,209	5,266	29.5	1,218	6.8	1,473	8.3
東京都	13,229,449	479,527	36.2	77,633	5.9	79,556	6.0
全 国	127,136,000	5,252,239	41.3	941,326	7.4	751,150	5.9

資 料：身体障害者･･･身体障害者手帳交付台帳登載者数
知的障害者･･･療育手帳交付台帳登載者数
精神障害者･･･精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者数
注1：人口は平成26年4月1日現在
注2：障害者数は平成26年3月31日現在

⑩ 少子化の状況

５ 年ごとの１８ 歳未満の人口の割合は、減少傾向にありますが、その傾向は徐々に弱まっています。

	総人口	18歳未満合計	18歳未満の割合	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳
平成5年	154,884	29,724	19.19%	4,281	4,337	4,615	4,875	5,431	6,185
平成10年	158,858	27,077	17.04%	4,410	4,424	4,236	4,394	4,605	5,008
平成15年	165,410	26,653	16.11%	4,581	4,478	4,459	4,243	4,218	4,674
平成20年	172,547	26,972	15.63%	4,452	4,628	4,518	4,615	4,395	4,364
平成25年	178,407	27,203	15.25%	4,412	4,542	4,431	4,575	4,613	4,630
平成26年	178,194	27,131	15.23%	4,373	4,502	4,403	4,607	4,571	4,675
平成27年	179,090	27,049	15.10%	4,370	4,444	4,544	4,414	4,651	4,626

資料：各年1月1日現在　住民基本台帳人口（法改正により平成25年以降は外国人含）

⑪ ひとり親世帯

児童育成手当の受給世帯は年々増加していましたが、平成２５（２０１３）年度には減少しています。

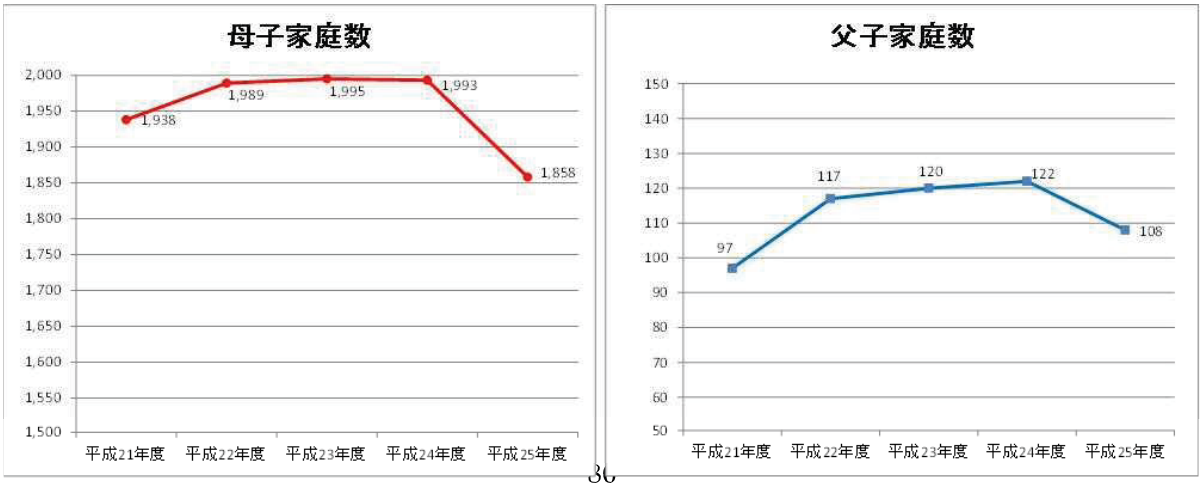

資料：児童育成手当受給者数（年度末現在）

⑫ 生活保護の状況

生活保護を受ける世帯や人数は毎年増加傾向で、立川市の保護率は東京都平均値より約６ ポイント多くなっています。

	被保護世帯数		被保護者数		保護率(‰)	
	東京都	立川市	東京都	立川市	東京都	立川市
平成21年度	185,554	3,341	244,086	4,573	18.8	25.7
平成22年度	202,352	3,573	267,163	4,894	20.3	27.3
平成23年度	214,518	3,690	282,578	5,055	21.4	28.1
平成24年度	222,901	3,820	291,922	5,235	22.1	29.2
平成25年度	226,864	3,787	294,909	5,128	22.2	28.6

資料：立川市は決算説明資料（年度末現在）
東京都は月報（福祉・衛生行政統計）（年度末月現在）

⑬ 住宅の状況

立川市では多摩２６ 市と同様に年々、共同住宅の割合が多くなっています。共同住宅の比率を平成１２（２０００）年から平成２２（２０１０）年までで比較すると、多摩２６ 市が約１ ポイント上昇しているのに対し、立川市は約３ ポイント上昇しています。

		全戸数	一戸建て	比率	長屋建	比率	共同住宅	比率
平成12年	立川市	66,009	23,821	36.09%	1,081	1.64%	41,107	62.27%
	多摩26市	1,530,460	619,082	40.45%	32,887	2.15%	878,491	57.40%
平成17年	立川市	73,181	25,313	34.59%	976	1.33%	46,892	64.08%
	多摩26市	1,654,758	662,996	40.07%	29,089	1.76%	962,673	58.18%
平成22年	立川市	79,606	26,772	33.63%	1191	1.50%	51,643	64.87%
	多摩26市	1,784,187	715,207	40.09%	32,156	1.80%	1,036,824	58.11%

資料：国勢調査

⑭ 外国人人口

立川市の外国人人口は減少傾向であり、平成２３（２０１１）年は３，６２２人、平成２７（２０１５）年は３，２９８ 人です。総人口に占める割合は約２％です。

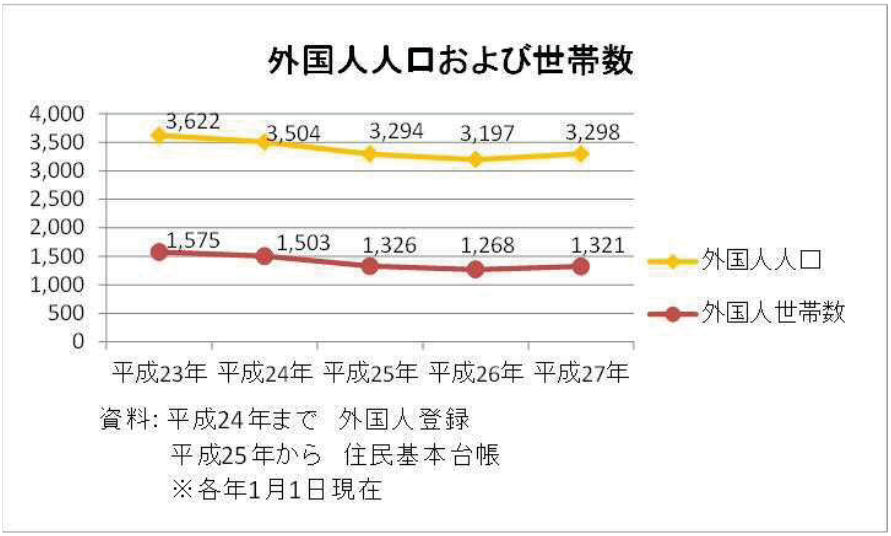

2. 社会福祉法人立川市社会福祉協議会
第4次立川あいあいプラン21策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）第４次立川あいあいプラン２１（以下「あいあいプラン」という。）の策定委員会の設置について必要な事項を定め、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

（任務）

第２条　策定委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　社協あいあいプランの策定に関する必要な事項の検討

（２）　その他、社協会長が必要と認めた任務

（策定委員会）

第３条　策定委員会の委員は、次の各号の中から２０名以内を選任し、社協会長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　立川市自治会連合会

（３）　立川市民生委員協議会

（４）　社協市民活動センターたちかわ登録団体

（５）　立川市内地域包括支援センター

（６）　福祉関係団体

（７）　企業

（８）　一般市民

（９）　立川市

（10）社協理事

（11）社協会長が必要と認めた者

２　策定委員会に委員長１名、副委員長１名をおき社協会長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、策定委員会を招集し議事を進行する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　策定委員の任期は、委嘱をした日から平成２７年３月３１日までとする。

（部会）

第５条　策定委員会は、あいあいプランの策定に関する調査及び検討を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

２　部会の委員は、策定委員会委員と社協関係者とする。
３　部会は、社協事務局が招集し議事を進行する。

（守秘義務）
第６条　策定委員は、策定委員会で知りえた個人のプライバシーを他に漏らしてはならない。この職を退いた後も同様とする。
（事務局）
第７条　策定委員会の事務局は、社協地域活動推進課総務係が担当する。

（委任）
第８条　この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則
１　この要綱は、平成２５年７月１９日から施行する。

3. 第4次立川あいあいプラン21策定委員会委員名簿

№	氏名	選出母体	任期	
1	森本　佳樹	立教大学	平成25年10月25日～平成27年3月31日	委員長
2	中野　正信	立川市自治会連合会	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
3	穴田　道子	立川市民生委員・児童委員協議会	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
4	井村　良英	認定特定非営利活動法人 育て上げネット	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
5	海老塚　香	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
6	佐竹　茂市郎	特定非営利活動法人 たちかわ多文化共生センター	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
7	紺屋　幸子	中部たかまつ地域包括支援センター	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
8	大村　洋永	社会福祉法人 至誠学舎立川　至誠ホーム	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
9	大石　幸治	特定非営利活動法人 自立生活センター・立川	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
10	谷川　香月	障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
11	芝田　達矢	立川商工会議所・立川観光協会	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
12	板橋　ユミ子	多摩信用金庫	平成25年10月25日～平成26年1月31日	
13	高橋　将哉	多摩信用金庫□	平成26年2月1日～平成27年1月22日	
14	東野　有希子	多摩信用金庫	平成27年1月23日～平成27年3月31日	
15	鈴木　一廣	一般市民	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
16	北原　祥子	一般市民	平成25年10月25日～平成27年3月31日	
17	小宮山　英稔	立川市	平成25年10月25日～平成27年1月13日	
18	小安　裕史	立川市	平成27年1月23日～平成27年3月31日	
19	宮本　直樹	社協理事	平成25年10月25日～平成27年3月31日	副委員長
20	和田　悦子	立川市老人クラブ連合会	平成25年10月25日～平成27年3月31日	

敬称略

Ⅵ. おわりに

策定に携わった委員の皆さまから

立川市自治会連合会

中野正信

「誰もがふつうにくらせるしあわせなまち立川」、一人ひとりの生活やものごとを考えるまちにしたい。そういった基本理念から自治会連合会としても、やれることすべて協力、またバックアップ等、強く考えております。そして、「学びあい」「気づきあい」「支えあい」「つながりあい」を目標に推進していきたいと思っております。

地域懇談会から始まり、問題点に対しての意見交換を重ね、誰もが参加できる居場所作り、顔見知りになれる楽しい交流のあるまち、社協、住民、地域福祉コーディネーターのコラボレーションに期待しております。

立川市民生委員・
児童委員協議会

穴田道子

認定NPO法人
育て上げネット

井村良英

地域福祉市民活動計画に若者の自立や若者の自立に悩む家族についてもフォーカスされたことに時代の流れを感じました。策定委員会に参加させていただき、市民としての役割を担っていきたいと気持ちを新たにしております。いろいろとご教示くださったすべての方へ御礼申し上げます。ありがとうございました。

委員として参加させていただき、様々な地域の課題を知ることができました。地域懇談会では、子どもたちから立川の未来が語られたことが印象に残っています。

あいあいプランの実現に向けて、子どもたちと一緒に、今出来ることを考え、行動できるようにしていきたいと思います。

NPO法人
ワーカーズコープ

海老塚香

NPO法人たちかわ多文化
共生センター

佐竹茂市郎

外国人との共生をテーマにして活動を続けている人間として、いろいろな環境に置かれている方達が、共に理解し尊重しあえる街づくりが大切であると言う事が再認識できました。この会を通じて知り合った、様々な活動を行っている団体とも連携しながら、明るい街づくりに努めたいと思います。

心理学あり、ダジャレありの委員会で楽しく参加させて頂きました。日々の仕事である高齢者分野だけでなく、様々な視点からわが町を考えることができる機会となりました。大好きな「立川」で、自らがこのプランの理念を実現できるよう、実践していきたいと思います。

立川市中部たかまつ
地域包括支援センター

紺屋幸子

社会福祉法人至誠学舎
立川至誠ホーム

大村洋永

この先の年齢を考えたとき、“今が一番若い”ですよね。同様に“今が一番いいとき”と考えたいものです。「健康な体があるから普通に生活できる」のではなく、「普通の生活をしているから、健康な体がある」と考えるように・・・**ふつう**の意味を捉え直したいです。

策定に携わった委員の皆さまから

NPO法人
自立生活センター・立川
大石幸治

この第４次立川あいあいプラン21（地域福祉市民活動計画）から、立場や身分を越えて、市民が市民のためにできる「当たり前なこと」が広がり、それぞれ抱えていることが、皆で支え合っていくことに繋がることを願っています。

障害のある人もない人も共に
暮らしやすい立川を考える会
谷川香月

会議の中で、地域にあるさまざまな課題を初めて知ることがありました。障害者の家族としての立場で参加しましたが、障害者に対しての課題もその他の困難を抱えている人の課題も、あいあいプランの一つひとつが生かされて、みんなが笑顔になれる街になることを願っています。

立川商工会議所
芝田達矢

普段は、主に地域の農商工業者関係者の方々との接点が多く、”福祉”にはあまり

接点がなく、戸惑いましたが、このような会議に参加させていただき大変勉強になりました。これを機に地域の”農商工業者”と”福祉”を”つなげぐ”役割が出来ればと思っております。

多摩信用金庫
東野有希子

委員会に参加させていただき、地域の課題を改めて知る機会となりました。私たちの誰もが幸せに暮らせる為には、地域で出来ることを一人ひとりが主体となって考え、行動することが必要です。活動計画がきっかけとなり多くの方が地域福祉を理解し、地域で活発な活動に繋がることを願います。

立川まちおん
鈴木一廣

私が今まで関わってきた市民活動は主に、文化、音楽に関しての分野でしたので、戸惑うことがありました。皆さんと福祉、街づくりなどを討議していくうちに、思っていた通り文化が幸せ作りに無くてはならないものと改めて自覚し、そうした事を発言しました。文化とやさしさのあるまち立川、に育っていってもらいたいと願っています 。

支えあいサロン世話人
北原祥子

計画に謳った「ふつう」とはどんなことか、いろいろな立場の人から意見が聞けて、理解が深まったと思います。子育て支援など、若い世代向け計画が明らかに出来なかったことを委員として反省しています。

立川市
小安裕史

市職員として地域福祉の分野にかかわって１年足らずと未熟ながら、本委員会を通してさまざまな視点にふれることができ大変勉強になりました。今後も市の施策を実行するなかで本計画との連携を図り、「誰もがふつうにくらせる　しあわせなまち立川」の実現に貢献していきたいと思っています。

策定に携わった委員の皆さまから

社協理事

宮本直樹

「社協さん、いつも頑張ってくれている」という声をよく耳にします。この“社協さん”とは職員スタッフの事を指しています。

それも重要なのですが、本来、社協は住民組織であり、会員と賛同する全ての人が“社協さん”のはずです。本計画の趣旨に添った活動を身の回りの私に出来ることから実践します。

立川市老人クラブ連合会

和田悦子

第4次立川あいあいプラン21、誰もがふつうにくらせるしあわせなまち立川の実現について、細部の文章、言葉に優しさとこだわりを持って討議している委員に感激いたしました。改めて、立川市の地域福祉について知る機会になり勉強になりました。

多摩信用金庫

板橋ユミ子

委員としていくつかの会合に参加させていただき、地域を見守る担い手のきめ細かい対応に触れることができました。見守りの仕組みがもっと理解され、支える人と支えられる人が結びつくことで、地域の中での支えあいができるのかなと感じました。「計画」実現をひとつずつ実現できる歩みに。

多摩信用金庫

高橋将哉

ものごとの考え方や捉え方が多様化している世の中においても「立川に住んでいてよかった」と誰もが感じられるようになればと考えながら参加しました。今回の計画を遂行することにより、地域やネットワークとのつながりが今よりも生まれ、さらに魅力あふれる立川市になることを願います。

立川市

小宮山英稔

本計画は、地域福祉を一体となって推進するため、立川市第３次地域福祉計画と調整を図った内容となっています。市と社会福祉協議会とが積極的な連携を図り、住民のみなさんと協働しながら地域を支えあう地域づくりに取り組んでいきたいと思います。多くの方々の地域活動への参加を期待します。

おわりに～第４次立川あいあいプラン 21 の策定を終えて

第４次立川あいあいプラン 21 が策定されました。策定作業に関わった策定委員会の委員の皆さん、担当された事務局の皆さん、ご苦労様でした。

計画は、これからの立川のめざす姿を、「安全で、安心できるまち」「居場所や出番があって、気軽に参加したくなるまち」「誰もが尊重しあえるまち」「夢や希望を持って暮らせるまち」とし、そのために「学びあい」「気づきあい」「つながりあい」「支えあい」の４つの目標を設定し、それらの実現のための重点推進事業として、「地域福祉コーディネーターによる住民福祉活動の推進」「市民参画による権利擁護の推進」「地域包括ケアの推進」「相談事業の充実によるセーフティーネット機能の強化」を掲げており、たいへん中身の濃いものに仕上がっていると思います。

言うまでもなく、計画は実行されることに意味があります。しかし、地域福祉にかかわる計画は、児童・高齢・障害などの行政計画のように、施設を何か所整備する、保育所の受け入れ児童数を何人増やすといった具体的な数値を示しにくいものも多く、また、予算措置をすれば実現するというような性格のものではありません。それは、地域福祉は、行政や社会福祉協議会などの専門組織だけで実施していくものではなく、市民やボランティアなど、地域で暮らす多くの人たちが主役であるため、こうした人たちが積極的に参加するような体制をいかに作るかによって、その成否が左右されるからです。

つまり、地域福祉にかかわる計画は、策定よりも推進と進捗管理が重要ということになります。立川市では、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉市民活動計画（立川あいあいプラン 21）が「車の両輪」となって地域福祉を進めていて、その進捗管理は、第２次計画から合同で推進委員会を設置して行ってきています。今では市外からも多くの視察者が来るようになっている、立川市が全国に先駆けて配置した地域福祉コーディネーターも、市と社会福祉協議会が一緒に進捗管理した結果ということができます。

今後も、第４次立川あいあいプラン 21 の推進に向けて、市民、関係者が一丸となって努力されることを期待しています。

平成 27 年 3 月

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
第４次立川あいあいプラン 21 策定委員会
委員長　　森本 佳樹

誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川

第4次立川あいあいプラン21

〈地域福祉市民活動計画〉

発行　2015（平成 27）年 6 月
社会福祉法人立川市社会福祉協議会
〒190-0013 立川市富士見町 2-36-47
TEL 042-529-8300　FAX 042-529-8714
E-mail: aiaics@whi.m-net.ne.jp
URL: http://www.tachikawa-shakyo.jp/
編集　第 4 次「立川あいあいプラン 21」策定委員会
印刷　河辺印刷株式会社